

義務教育学校

下市町立下市あきつ学園

令和5年4月開校ガイドブック



下市町教育委員会

目 次

はじめに	1
* 下市あきつ学園の特徴 PICK UP	
I 学校の概要	
1 下市あきつ学園について	4
2 校区の概要	4
3 校章と校歌	5
4 新しい学校の施設	6
5 学校の歩みと伝統	8
II 教育活動について	
1 基本理念と方向性	10
2 令和5年度 学校教育目標	11
3 学年別児童生徒数・学級数	12
4 学年別週授業時間数	12
5 特色のある取組	
(グループ担任制・教科担任制・ICT 活用・教えないスキル・下市学)	13
6 学習の手引き(前期課程・後期課程)	18
7 家庭学習の手引き	20
8 特別活動について	
(前期課程クラブ活動・児童生徒会活動)	22
9 人権教育について	23
10 特別支援教育について/通級のしおり	24
11 年間行事予定	26
III 学校生活について	
1 私たちのきまり	28
2 校時表	30
3 通学方法のきまりについて	31
4 部活動について	32
*下市あきつ文化・スポーツ振興会について	33
5 連携システム「すぐーる」について	34
6 個人情報の取扱いについて	35
IV 健康・安全管理について	
1 健康管理	36
2 教育相談について	38
3 医療費について	38
4 給食について	39
5 自然災害等に伴う非常時の対応について	40
V その他	
1 下市あきつ学園を支える組織について	42
(教育委員会・コミュニティスクール)	
2 諸費集金	43
3 関係機関連絡先一覧	43

は じ め に

下市町の子どもたちの心身共に健やかな成長を願う地域・保護者の皆様の熱い想いと温かいご支援、ご理解とご協力のもと、施設一体型の義務教育学校として、下市あきつ学園が令和5年4月より開校します。

義務教育学校というと聞き慣れない方がおられるかもしれません。義務教育学校は、小学校、中学校と並ぶ9年間の学校として平成27年に法制化され、翌年度からスタートしました。なぜ、国は小と中をつなげた9年間の学校を創設したのか。そこには様々なねらいがあり、文部科学省は主に次の4点を示しています。

- ① 小学校への英語教育の導入や中学校の授業時間数の増加など、教科内容や学習活動の量的・質的充実への対応
- ② 児童生徒の発達の早期化への対応
- ③ いじめの認知件数、不登校、暴力行為の加害児童生徒数が中学1年生になったときに大幅に増える、いわゆる「中1ギャップ」の現象への対応
- ④ 地域コミュニティの衰退や三世帯同居の減少による異年齢交流の縮小等、学校、家庭、地域における子どもの社会性育成機能の低下への対応

本町では、この4点に加えて、町内の子どもを一所に集める「集中」と、学びをつなげる「一貫」を進めるために義務教育学校設立を選択しました。そして、「自由な校風」「未来志向」「絆づくり」の3つを基本理念としました。

このガイドブックは、開校まであと少しとなり、新入学を迎えるお子様をはじめ、下市あきつ学園に通うすべてのお子様、並びに保護者の皆様が戸惑うことなく4月を迎えられますように、ご理解いただきたいことを取りまとめています。新しく生まれる下市あきつ学園で、すべての子どもたちが充実した学校生活を過ごし、大きく成長されて、未来へ羽ばたいていくことを願っております。

最後になりましたが、下市あきつ学園の開校に向けて、多くの地域・保護者の皆様をはじめ、小中一貫教育検討委員会（～令和2年度）、学校建設審議会（令和3年度～）、下市小学校運営協議会、PTA組織立ち上げ準備委員会、制服等検討委員会、さらに「とんぼ会」「有隣会」などにおいて、多大なお時間とご尽力を賜りましたことに、衷心より厚く御礼申し上げてごあいさついたします。

下市町教育委員会

義務教育学校「下市あきつ学園」の主な特徴を **PICK UP!**

POINT①

自由服で登校。だからこそ、オフィシャル・マナーはしっかり学びます。

- 下市あきつ学園は、自由服での登校が可能です。多様性を尊重した教育をめざし、みんなが同じであることを過度に求めません。標準服は設定しますが、自ら考えて服装を選びます。
- 一方で、社会に必要な「丁寧な言葉遣い」や「あいさつ」などの「礼儀」や「マナー」はきちんと学びます。
- 成長期の体に害があること（ピアス、染髪、化粧等）や、学習に必要な物の持込（ゲーム機、アクセサリ類、スマホ等）は、その問題点を考えさせます。



POINT②

教室に、黒板とチョークはありません。

- 教室に黒板とチョークはありませんが、その代わりに電子黒板機能のあるプロジェクター「ワイド」とホワイトボードが設置されています。
- これまで同様、板書した上に、先生や児童・生徒のパソコンの画面を映し出すこともできるので、発表したり、映像を見たりできます。デジタル教科書の活用も期待できます。



POINT③

たくさんの先生がワンチームで働く学校です。

- 子どもたちのカリキュラムは前期課程（小学校課程）と後期課程（中学校課程）に分かれていますが、教える教員が分かれているわけではありません。そのため、子どもたちは通常より多くの先生と触れあうことができます。義務教育学校の教員は小・中両方の教員免許が必要になりますが、当面は、どちらかの免許で勤務できます。



POINT④

グループ担任制を導入し、3人の担任がしっかりサポートします。

- 2つの学年を3人の担任が担当。学年によっては主担任を決めますが、3人ともが担任教員です。3人がチームで1年間の授業やクラス運営を進めます。何かあれば、3人の先生のうち、自分にとって話しやすい先生に話したり、内容によって相談する先生を選んだりすることができます。（下の図は一例）

1年生 2年生 1主 3人の担任 2主	3年生 4年生 3人の主担任	5年生 6年生 3人の主担任	7年生 8年生 3人の主担任	9年生 進路担当 主担任
--	--	--	--	-------------------------------

※ 主担任だけでなく、管理職以外の40名近い教員の多くがいずれかの学年の担当に入ります。

POINT⑤

5年生以上は、全ての教科で教える先生が変わります。

- 小学校のきめ細かい指導技能と、中学校の教科専門性の両方の良い面を取り入れながら、多くの教員で子どもに関わります。ICT を効果的に活用し、新時代の質の高い授業を行います。



POINT⑥

「教えないスキル」で、子どもの心に火をつけます。

- 「教えないスキル」とは、もちろん何も教えずに放っておくことではなく、児童・生徒が自ら調べ、考え、話し合い、発表するなどの活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」へ導くための指導技術です。すぐに答えを教え込み、暗記させるだけの指導ではない授業を目指します。



POINT⑦

何度でもチャレンジできる単元別テストで学習を確認。

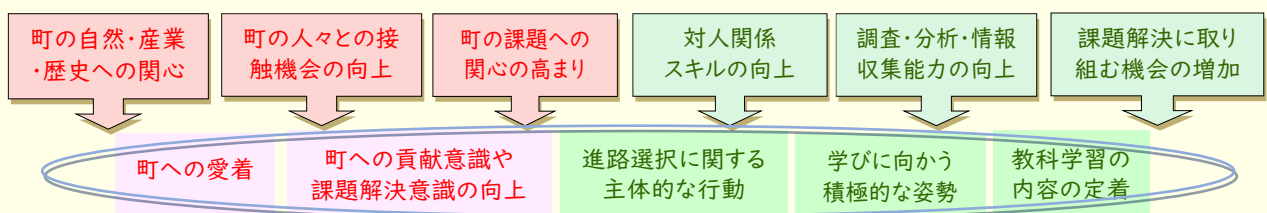
- 自動採点機能など、AIドリル(Qubena)を活用して、新しいテスト手法を積極的に取り入れ、理解が不十分な部分の問題などを効率的に取り組みます。
- 中間テストに代えて、何度でもチャレンジできる単元別テストを学習の評価とすることもできます。



POINT⑧

バクトルは地域×SDGs。「下市学」を実施します。

- 「吉野郡・下市町」に関わるテーマを、意外な角度や、グローバルな視点から SDGs の理念へアプローチします。(EX:「もし割り箸を世界に広めるとしたら」・SDGs15…など)
- 答えのない仮説や例題を設定し、全教科の知識を総動員して課題解決のために試行錯誤を行います。教員は答えを教える役割ではなく、学びの中心は対話であり、様々な情報収集、意見交換、体験活動、発表、報告などを通し、自ら考えて答えを探す学習です。



I 学校の概要



1 下市あきつ学園について

◆ 学校名の由来

雄略天皇が「阿岐豆野（あきづの）」へ狩りに出かけたときのこと。麻の織物を巻いた椅子に座って獲物を待っていると、ふいに獲物の猪が現れた。急いで立ち上がろうとしたちょうどその時、大王の腕に「あぶ」が噛みついた。すると、どこからか「あきつ（とんぼ）」が飛んできて、素早くその「あぶ」をくわえて飛び去って行った。なんと従順な虫であることか。この功績は残されようぞ。この国は、これからも秋津島（あきつしま）と呼ばれていくのだから。

【古事記より】

雄略天皇とは第21代天皇で、考古学的に実在がほぼ確定している最初の天皇です。この「阿岐豆野（あきづの）」がどこにあったのか。これについては色々な説がありますが、下市は昔から「秋津野」と呼ばれており、有力視される場所のひとつです。このことが現下市中の校章「とんぼ」の由来にもなっています。

また、町歌や小学校歌では、ふるさと下市を「秋津の里」と表現しています。「とんぼ」という意味だけでなく、秋津荘、秋津城跡など、「秋津」という響きは、町民にとってたいへん馴染み深いものです。これらのことから、ひらがなの柔らかい表記に、他から認識されるよう下市の名を冠して『下市あきつ学園』としました。

◆ 県内義務教育学校のパイロット校として

本校は1年生から9年生が一緒に学ぶ義務教育学校です。小学校課程の6年間で「前期課程」、中学校課程の3年間で「後期課程」と呼び、基本的に学習指導要領に基づいて小・中学校と同様の内容を学習します。さらに、教育課程の特例を活用して、独自の郷土学習「下市学」に取り組みます。

子どもたちのカリキュラムは小・中に分かれています。指導する教職員はワンチームです。県内での義務教育学校の先駆けとして、近未来の学校教育をリードするパイロット校になります。試行錯誤しながら効果のある学校を目指します。

2 校区の概要

下市町は、奈良県の南半分を占める広大な吉野郡の北西に位置し、地形としては南北に広く、大きく分けると山岳地帯と丘陵地帯になります。北部を流れる吉野川の流域に広がった平坦な土地と、万葉の時代から歴史と共に悠久の流れをつたえる秋野川、丹生川を挟む山間地域で、全体の78.6%が山林です。

また、奥吉野地方の入口として古くから政治・経済・文化に重要な役割を果たしてきました。中世以降、吉野山地と大和平野を結ぶ交通の要衝として交易が盛んになったことから市場町として栄え、吉野郡随一の祭り「初市」や、日本で最初の商業手形である「下市札（しもいちふだ）」が発行されたことで知られています。まさに吉野の商都であり、良質の吉野杉、桧を素材とした地場産業が発展した町全体が校区です。

3 校章と校歌

- ◆ この校章と校歌は、令和4年4月から5月末までの期間で町内に公募し、それぞれの優秀作品(校章3点、校歌2点)の中から、児童・生徒の投票で決定しました。

■ 校 章



校章デザインの意味

- ★ 桜の花びらの上に、折り紙のトンボ。
- (小学校と中学校の校章の融合)
- ★ 大空をイメージするさわやかな青色。

■ 校 歌

下市あきつ学園 校歌

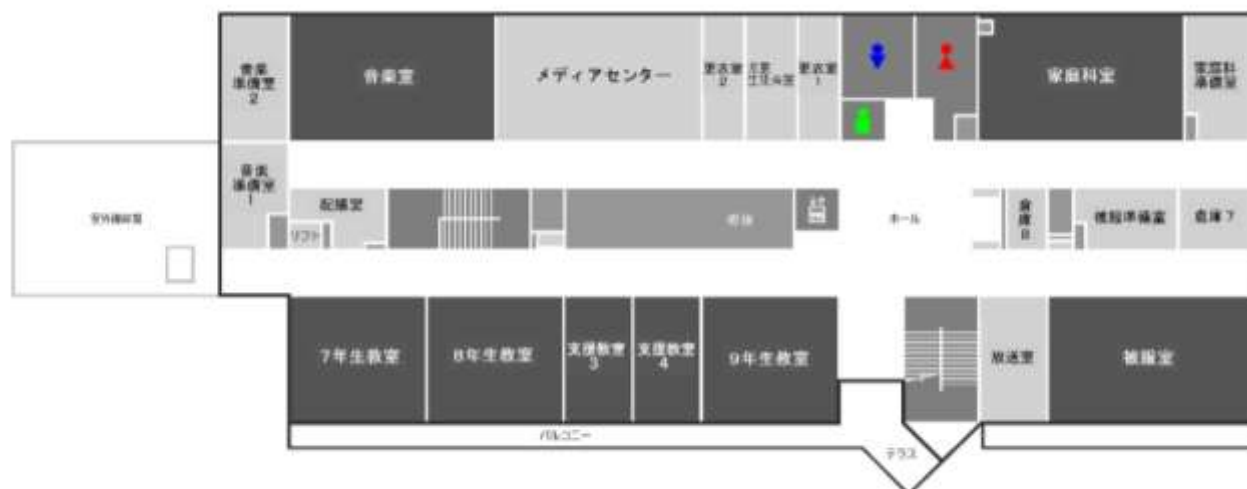
下市あきつ学園校歌
作詞・作曲 米田 祐紀子

一、水は清く 山は青し
豊かな四季移ろう
杉松香る 山峡の里
吉野の嶺を仰ぎ
あたたかき人とこの地に
優しく包まれ
共に生きそして高め合う
希望の未来へ
真善美の理想かかげ
知識と生きる力で
夢紡ぐ 我が学び舎
下市あきつ学園

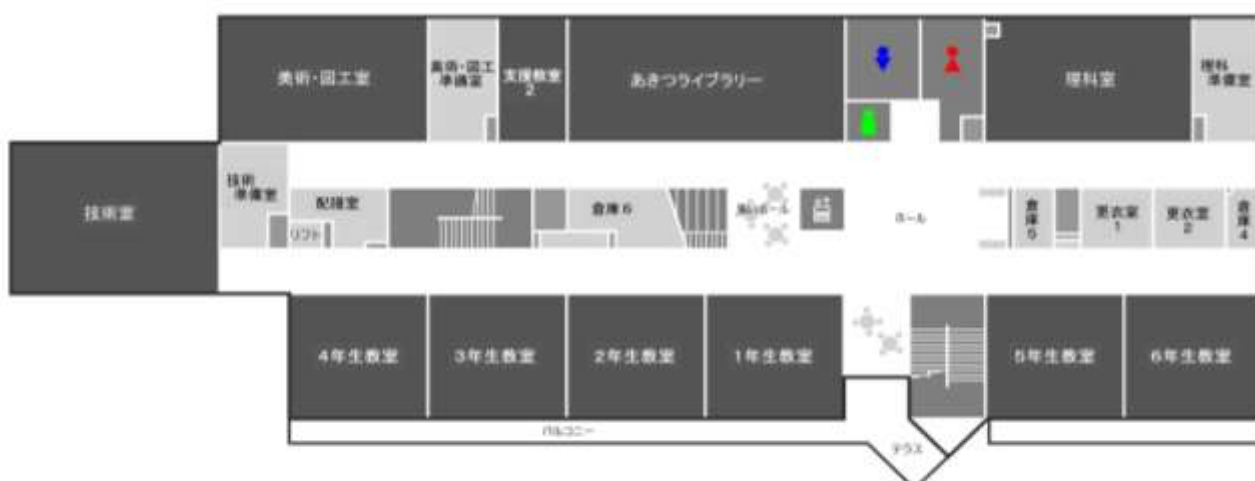
二、空は高く 風は澄みて
心に響く調べ
鳥さえずる 秋野の川
悠久の音を奏で
故郷の愛と友との絆を胸に
志高く道開け
果てしなき大空へ
幾千の思い学び
未来への翼広げ
時紡ぐ 我が学び舎
下市あきつ学園

4 新しい学校の施設

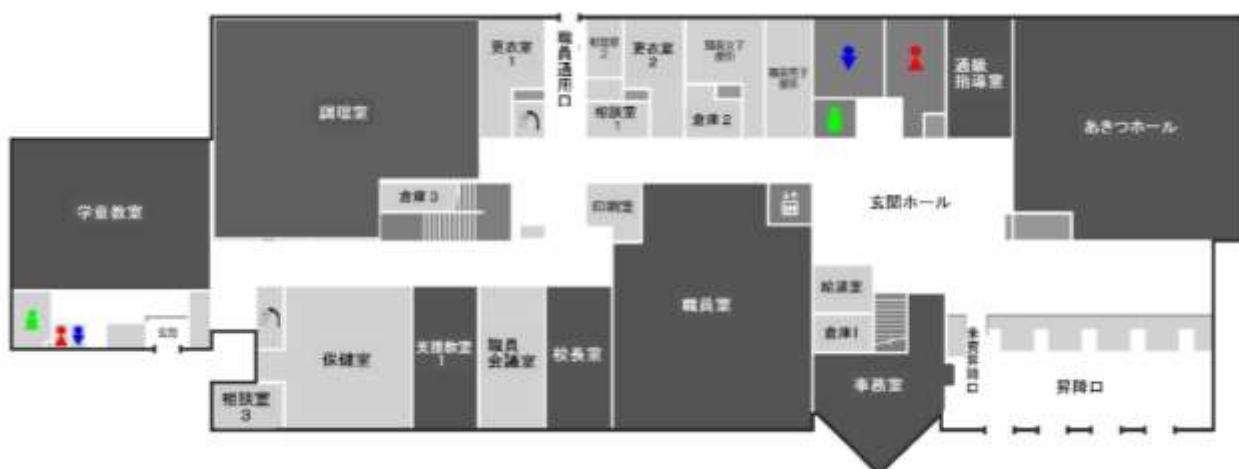
3階



2階

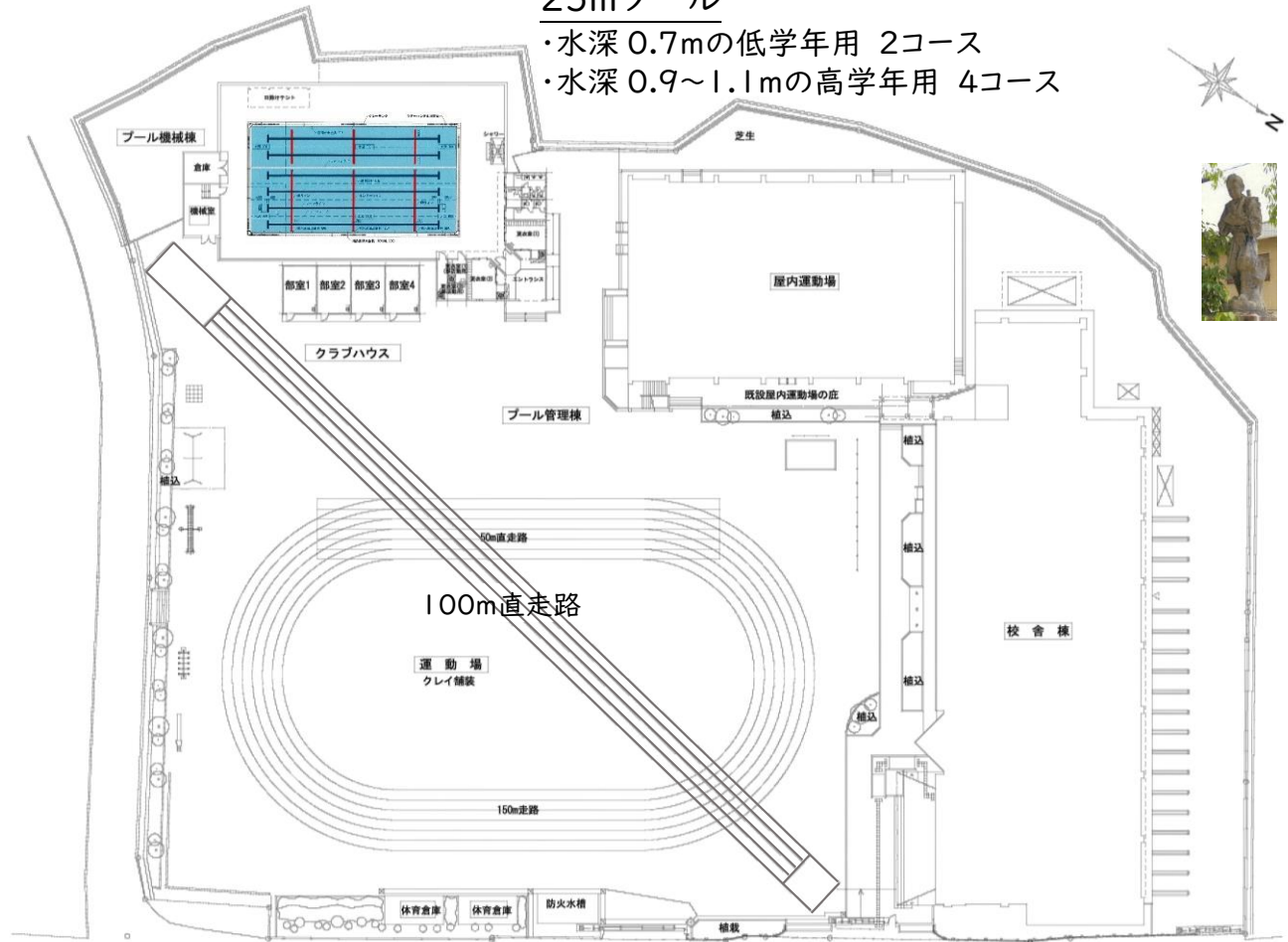


1階



25mプール

- ・水深 0.7mの低学年用 2コース
- ・水深 0.9～1.1mの高学年用 4コース



運動場を広く確保、グラウンドには 100m直走路

校舎棟は鉄筋コンクリート造 3階建て
4部屋のクラブハウスを新設



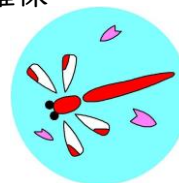
太陽光パネル

- ・校舎屋上に太陽光発電パネルを設置
- ・街並みに調和する2列の切妻屋根
- ・街並みの眺望スペースを確保



風の塔

- ・学園のシンボルタワー
- ・南側ガラス窓に面した
吹き抜けで温度差換気



衝突防止マーク

- ・昇降口など、
透明の出入り口扉に設置
- ・あきつ(トンボ)をデザイン
(公募デザインを使用)



多目的階段

- ・トップライトのある吹き抜けの
階段は、異学年交流スペース
- ・階段正面・横に本棚を配置



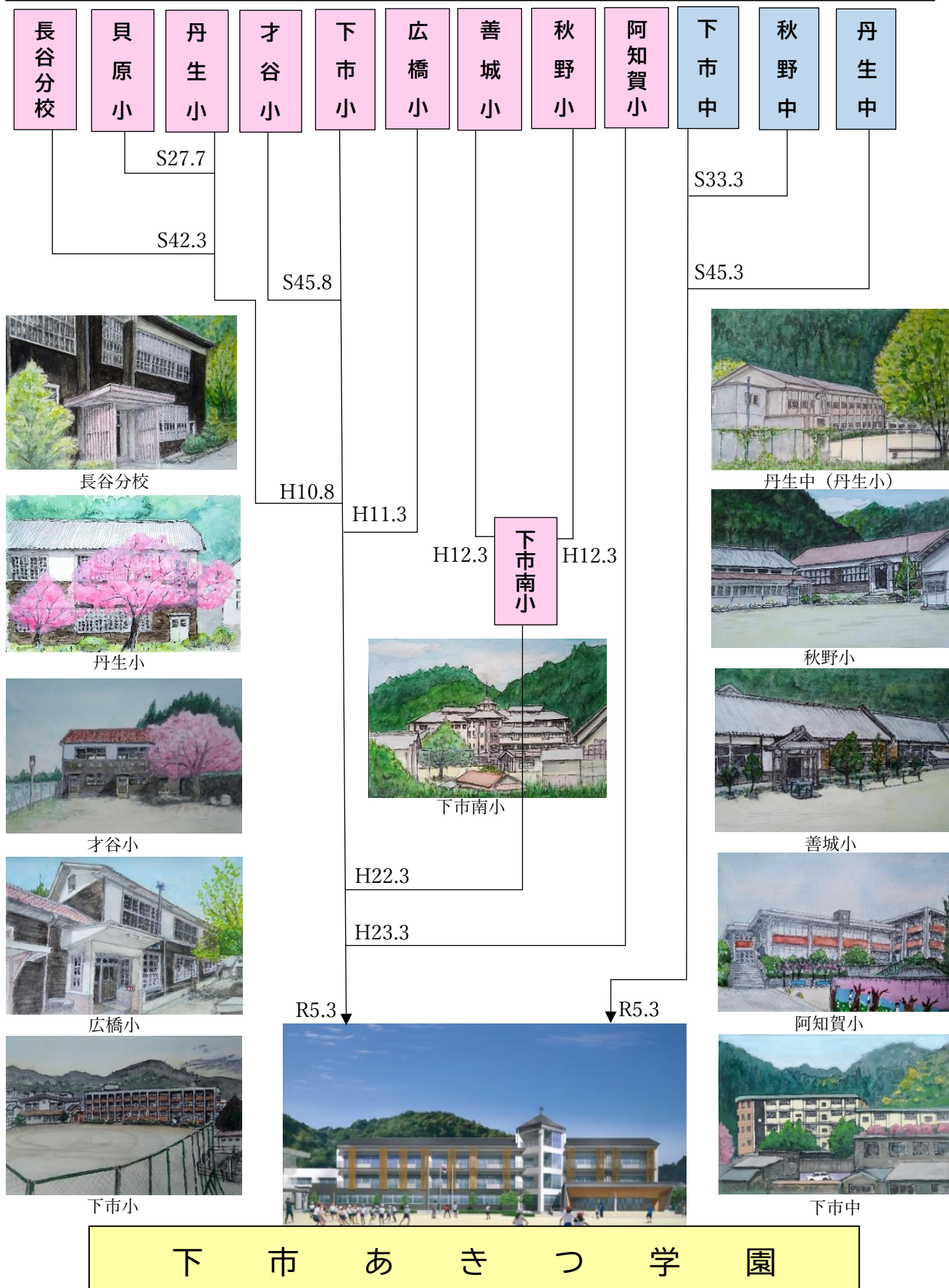
超短焦点プロジェクター

- ・普通教室、特別教室は
ホワイトボードとプロジェクターの組合せ
- ・アスペクト比 16:6 の超短焦点ウルトラワイド
プロジェクターを採用(電子黒板機能付き)
- ・教室の白板全体に2画面同時に投影可能

あきつ学園新校舎面積表 (㎡)	
1 階床面積	1789.85
2 階床面積	1555.98
3 階床面積	1428.38
PH階床面積	61.09
延べ床面積	4835.30
建築面積	1822.15
敷地面積	13108.00

5 学校の歩みと伝統

下市あきつ学園につながる学校の系譜（昭和20年以降）



下市あきつ学園のメイン・モニュメント



<島 久幸 氏 略歴>

- ・千葉県在住／彫刻家
- ・下市町出身(小・中)
- ・東京芸術大学・大学院
- ・天理ピエンナーレ準大賞
- ・個展・野外モニュメント多数

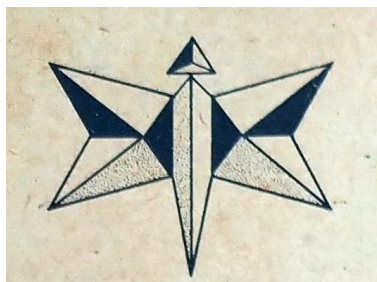
「とんぼ」のモニュメント ～ 彫刻家 島 久幸 氏が寄贈 ～

下市町出身の彫刻家・島久幸氏から、下市あきつ学園の新築を祝って、とんぼのモニュメントを寄贈していただきました。

2匹の雌雄のとんぼが自由に空を舞う姿は、躍動感があり、素晴らしいモニュメントです。

島さんは、中学生の時に留田良三先生に美術を教わり、先生がデザインした折り紙のようなとんぼの校章が印象に残っているそうです。島さんの他の「とんぼ作品」も、新しい校舎の壁に展示する予定になっています。心から感謝し、大切にしたいと思います。

この校舎から未来の芸術家が生まれるかもしれませんね。



<1952年・中学校校章>



<1950年・完成直後の中学校>



<1938年・二宮金次郎像>

Ⅱ 教育活動について

1 基本理念と方向性

3つの基本理念

自由な校風

「みんなで同じことを、同じように」を過度に要求することのない自由な校風の中で、子どもが個性を輝かせ、主体的に学ぶ姿勢を育む。

未来志向

社会を生き抜く課題解決力やプレゼンテーション力を重視しながら、ICTを活用した新時代の授業に取り組み、基礎学力の定着を図る。

「絆」づくり

共に働き、お互いを尊重する気風を醸成し、人や地域との「絆」をつくる。SDGsの理念と共鳴する持続可能な学校文化を創造する。

10の方向性

① 学ぶ意欲

すぐ目に見える結果（瞬発的な学力）だけを求めず、子どもが自ら学ぼうとする意欲を引き出しながら、9年間の長期的な視野をもって教育を進めている学校

② 生きる力

進学のための学力だけでなく、「よりよい社会」と「幸福な人生」の創り手としての「生きる力」を身に付けることを重視する学校

③ 探求的な学び

授業者は伴走者としての役割を意識し、学習の過程を探求的に進め、子どもの学びを画一的にしない学校

④ 協働学習

個別の学習と集団の学習を効果的に使い分け、他者と協働して主体的・対話的に取り組む学習活動を取り入れている学校

⑤ 教科担任制

5・6年生以上は教科担任が授業を行い、一人に多くの教員が関わる学校

⑥ 郷土学習とSDGs

郷土学習「下市学」を地域をフィールドに実施し、持続可能な社会の実現を目指しSDGsの理念と組み合わせた総合的な学習を学びの中心に置いている学校

⑦ ICT機器の活用

ICT活用が進み、新しい時代の中で生き抜く力を付けようとする学校

⑧ 共生の文化

お互いの違いを認め合い、その違いを楽しみながら、共に生きていこうとする姿勢が空気のように存在する学校

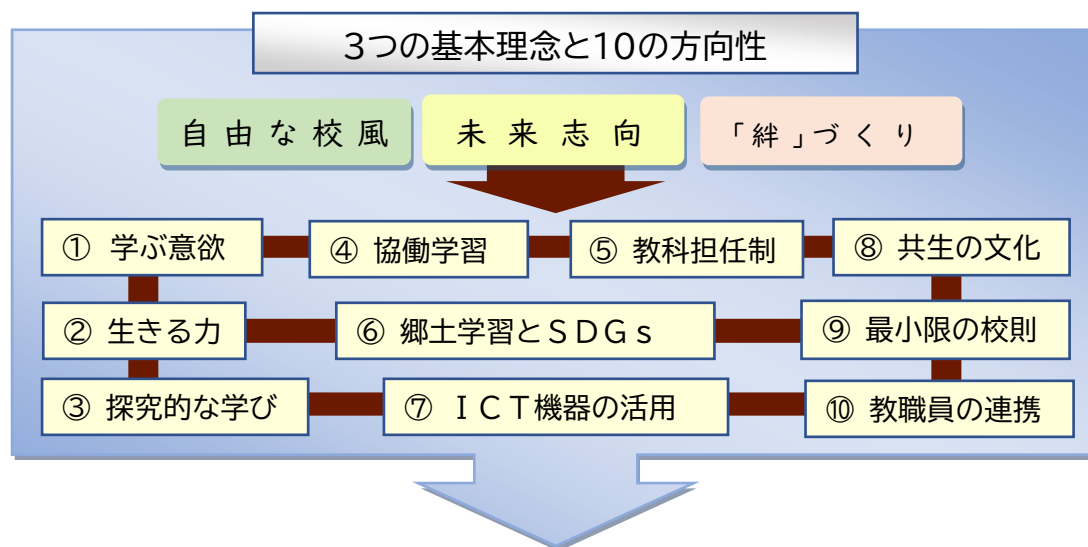
⑨ 最小限の校則

校則やルールは最小限に見直し、自ら考え判断する力を大切にする学校

⑩ 教職員の連携

一人の子どもは教職員みんなで教育するという理念を共有し、担任だけで抱えず、子どもへの影響力は担任が一番であるべきとは考えない教職員集団のある学校

2 令和5年度 学校教育目標



令和5年度学校教育目標（案）

「ふるさと下市に愛着と誇りをもち
夢と希望に向かってたくましく生きる力を育む」

主体的に考え行動できる

児童生徒

グループ担任
制の確立

主体的に考え行動できる

教職員

- ・自分で考え、正しい判断ができる子
- ・自分もまわりも大切にする子
- ・夢と希望をもち続ける子
- ・自ら学び、ともに学ぶ子
- ・ふるさと下市を愛し、ふるさとをよりよくしようとする子
- ・心も体もたくましく生きぬく子

「教えないスキル」の実践

- ・子どもの主体性を育む。
- ・子どもが主役の授業をつくる。
- ・自ら学び続け、スキルアップする。
- ・ともに働き、切磋琢磨する。
- ・国際社会に目を向け、下市の発展に貢献する。
- ・心も体も健全である。

3 学年別児童生徒数・学級数（令和5年度見込み）

学年	1年	2年	3年	4年	5年	6年	7年	8年	9年	合 計
男	11	7	13	12	12	19	6	17	15	112
女	5	14	8	9	9	10	12	10	7	84
合計	16	21	21	21	21	29	18	27	22	196
学級	1	1	1	1	1	1	1	1	1	9

※特別支援学級児童生徒数は、通常学級に含めている。 ※特別支援学級は、県の種別・設置基準により設置

4 学年別週授業時間数【上段…教科、下段…授業時間数】

第1学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	生活
9	4	2	2	3	1	1	3

第2学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	生活
9	5	2	2	3	1	1	3

第3学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	社会	理科	外国語 活動	総合的 な学習
7	5	1.7	1.7	3	1	1	2	2.6	1	2

第4学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	社会	理科	外国語 活動	総合的 な学習
7	5	1.7	1.7	3	1	1	2.6	3	1	2

第5学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	社会	理科	外国語	総合的 な学習	家庭
5	5	1.4	1.4	2.6	1	1	2.9	3	2	2	1.7

第6学年

国語	算数	音楽	図画 工作	体育	道德	特別 活動	社会	理科	外国語	総合的 な学習	家庭
5	5	1.4	1.4	2.6	1	1	3	3	2	2	1.7

第7学年

国語	数学	音楽	美術	保体	道德	特別 活動	社会	理科	外国語	総合的 な学習	技術 家庭
4	4	1.3	1.3	3	1	1	3	3	4	1.4	2

第8学年

国語	数学	音楽	美術	保体	道德	特別 活動	社会	理科	外国語	総合的 な学習	技術 家庭
4	3	1	1	3	1	1	3	4	4	2	2

第9学年

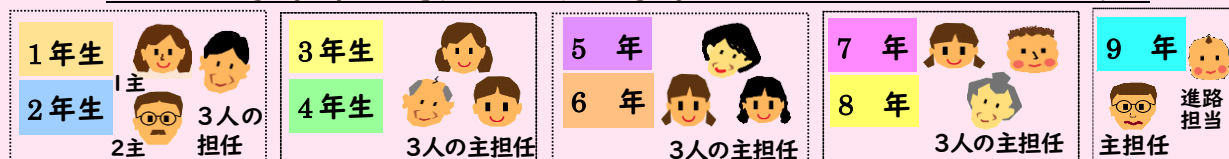
国語	数学	音楽	美術	保体	道德	特別 活動	社会	理科	外国語	総合的 な学習	技術 家庭
3	4	1	1	3	1	1	4	4	4	2	1

※小数点で記載した教科は、週あるいは、学期によって時間数が変わります。

5 特色のある取組

<義務教育学校のメリットを最大限に生かしたグループ担任制>

グループ担任制を導入し、3人の担任がしっかりサポートします。



※ 主担任だけでなく、管理職以外の40名近い教員の多くがいずれかの学年の担当に入ります。

★ 具体的な運用方法

- 1年生から8年生までを2学年ずつに分け、それぞれに3人の主担任を配置します。各教員の持ち味を生かして、児童生徒の個性に応じた対応ができるようにします。ただし、1・2年生は主担当を決め、9年生は担任1人ですが進路主任他多くの教員が関わります。担任以外に学年所属の教員も配置します。

★ グループ担任制導入の意図

固定担任制（これまで）

- 子どもとの結びつきが強いという良い面がある一方で、学級の全てを1人の教員に委ねる面が強い。
- 一度子どもを一面的に捉えてしまうと、違った見方ができにくい。
- 子どもや保護者から、一時的に信頼関係を失ってしまったときの対応が難しい。
- 子どもや保護者の思いに応えたい気持ちが強く、担任1人で必要以上に問題を抱え込んでしまう状況が起こりえる。

グループ担任制（これから）

- 複数の教員で、多様な教育観をすり合わせ確認しながら学級経営ができる。
- 経験の浅い教員でも、経験の豊かな教員とともに担任ができ、安定感が生まれる。
- 子どもや保護者は、時と場合、内容によって、複数の担任のうち誰かに相談できる。
- 複数の目で多角的に子どもをとらえ、いじめへの対応や学習遅れの対応がきめ細かくできる。
- もし、子どもたちと教員との間に不信感が生まれても、その原因を複数で冷静に分析できる。

(1) 授業の持ち方

- 3人の担任が、授業や朝の会、終わりの会、昼食指導などを受け持ちます。

<1・2年グループ（A、B、C先生）、音は専科>（一例）

例	国(9h)	算(4h/5h)	生(3h)	図(2h)	体(3h)
1年生	A先生	C先生	B先生	A先生	C先生
2年生	B先生	C先生	B先生	C先生	A先生

<3・4年グループ（D、E、F先生）、音・図・英は専科>（一例）

例	国(7h)	社(2/2.6h)	数(5h)	理(2.6/3h)	体(3h)
3年生	D先生	E先生	E先生	F先生	F先生
4年生	D先生	E先生	E先生	F先生	F先生

<5・6年グループ、7・8年グループ、9年担任は、各教科を担当>

(2) その他の留意点

- 3人が一体となり、常に情報共有を行いながら責任をもって担当します。

<教科担任制>

5年生以上は、全ての教科で教える先生が変わります。

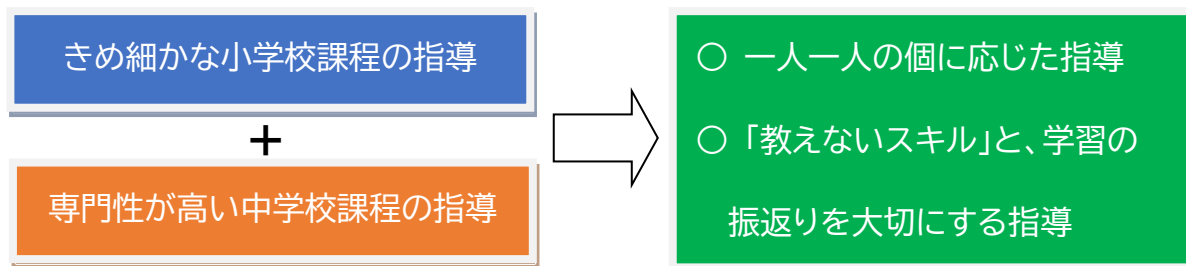
- 小学校のきめ細かい指導技能と、中学校の教科専門性の両方の良い面を取り入れながら、多くの教員で子どもに関わります。ICTを効果的に活用し、新時代の質の高い授業を行います。



- 下市小では、下市中と一貫校になった令和2年度から教科担任制を始め、令和4年度の状況は下の表の通りです。

＜令和4年度の教科担当の状況＞ ○…担任が授業、●…担任以外が授業、▲…担任と専科が合同										
	国語	社会	算数	理科	生活	音楽	図工	家庭	保体	英語
1年生	○		○		○	●	●		○	
2年生	○		○		○	●	●		○	
3年生	○	○	○	●		●	●		▲	●
4年生	○	○	○	●		●	●		▲	●
5年生	○	○	▲	●		●	●	●	●	●
6年生	○	●	●	●		●	●	●	●	●

- 令和5年度の下市あきつ学園では、5年生以上は全ての教科で担当が変わって指導するようになります。より質の高い授業を目指して引き続き実施していきます。



<「教科担任制」についてのアンケート結果> (令和3年7月 小学5・6年生対象)

Q 教えてもらう先生が教科によって変わり、授業を楽しいと思うことが多くなった。

A	ア そう思う	17人	ウ あまりそう思わない	6人	肯定的回答 82%
	イ 少しそう思う	20人	エ そう思わない	2人	

Q 担任の先生以外の先生に気軽に話ができるようになったと思う。

A	ア そう思う	17人	ウ あまりそう思わない	7人	肯定的回答 80%
	イ 少しそう思う	19人	エ そう思わない	2人	

< ICT を活用した学習の取組 >

何度でもチャレンジできる単元別テストで学習を確認。

- 自動採点機能など、AIドリル(Qubena)を活用して、新しいテスト手法を積極的に取り入れ、理解が不十分な部分の問題などを効率的に取り組めます。
- 中間テストに代えて、何度でもチャレンジできる単元別テストを学習の評価とすることもできます。



精度の高い AI ドリル 「Qubena」を採用

- 令和5年度から、AIドリルを導入します。
- 教員はAIドリルを使って、学習状況を把握し、個に応じた細やかな指導をします。
- 自動採点機能や問題作成機能を活用して、**何度でも取り組める単元別のテスト**を、教員が関わりながら実施します。
- 定期テストでは範囲が広すぎて、間違いを見つけてもなかなかフォローすることができませんでしたが、単元別の小テストでその都度理解度を把握し、学習の定着を目指します。

児童生徒

一人ひとりに合った学習

効率化	×	効果的
短時間で知識・技能を習得。子どもの理解度や弱点に応じて、最適な問題を出題		短時間で学習しながら、かつ適切なタイミングで復習もでき、学力の向上へつながる。

学習意欲の向上

黒板とチョークではなく 「ワイド」を採用

- 教室の前面は、黒板とチョークではなく、ホワイトボードと電子黒板機能付きプロジェクターの「ワイド」です。
- 鮮やかな色のマーカーが使用でき、チョークの粉はでません。
- 映像の視聴や画面共有も自在で、子どもたちの発表に役立ちます。
- デジタル教科書にも対応でき、日々の板書をすぐに写せます。



読解力を向上させる 小学生新聞・中高生新聞の配信

- 令和5年1月から自分のパソコンで朝日小学生新聞・中高生新聞を読めるようにします。
- 県教委の協力を得て、新聞に加えデジタル図書館の閲覧ができるように進めます。次年度からも**読解力の向上やグループ学習**に役立てます。

< 下市町の ICT 活用状況 >

令和4年度の学力学習状況調査における質問紙調査では、下市の児童生徒のICT活用状況はとても高くなっています。使うだけではなく、本当の意味で効果のあるICT活用を進める学校に進化していきます。

R4調査の結果(中学校)	国平均	県平均	下市町
週3以上授業で使う生徒	50.9 %	45.9 %	100 %
週3以上調べ学習で使う	37.2 %	29.4 %	93.8 %
週1以上意見交換で使う	43.5 %	39.1 %	93.8 %
週1以上まとめ発表で使う	35.3 %	28.6 %	87.6 %

<「教えないスキル」の実践>

「教えないスキル」で、子どもの心に火をつけます。

- 「教えないスキル」とは、もちろん何も教えずに放っておくことではなく、児童・生徒が自ら調べ、考え、話し合い、発表するなどの活動を通して、「主体的・対話的で深い学び」へ導くための指導技術です。すぐに答えを教え込み、暗記させるだけの指導ではない授業を目指します。



令和4年度 奈良県教育委員会「学ぶ力実践研究校」

下市小学校がめざすもの

「教えないスキル」で育む力

～ 個別最適な学びと協働的な学びの往還で深まる学び ～

「教えないスキル」とは教えずに放ったらかしにすることではなく、児童生徒が自ら調べたり考えたりすることに寄り添い大切にしている指導法です。「教えないスキル」を身につけた教員が「教えないスキル」を意識した授業に継続的に取り組むことで、児童生徒が物事を深く考えることに興味を持って、主体的な学習態度を身につけるようになり、結果的には基礎学力が向上します。さらには、想像を超えた力を児童生徒が身につける可能性を秘めています。

「教えないスキル」に基づいた授業方法

- 振り返りを取り入れる。
- グループで話し合う。
- 自分で調べたり考えたりする。
- 自分で調べたり考えたりしたことを発表する。
- 文章や資料を読んで自分の考えをまとめる。
- 観察・実験や調査などで考えを確かめる。
- 体験的な学びを取り入れる。
- 図表を読み取ったり、図表で表現したりする。
- 教科横断的な授業や総合的な授業を行う。

「教え」から「学び」中心へ

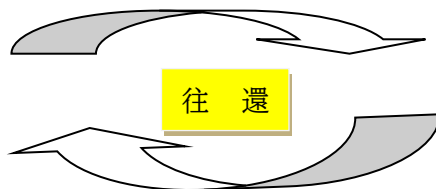
「伝統的」な授業方法

- 計算や漢字などの反復的な練習を行う。
- 教科書通りに教える。
- 音読、暗記・暗唱などを取り入れる。
- 板書をきっちり書き写す。
- 教員主導の講義

この「教えないスキル」に基づいた授業を実施するときに、どれか一つの活動に特化するだけでなく、個々で行う学びと全体（グループ）で行う学びを往還させることで子どもの学びを深めます。

個別学習

- 知識・技能の習得
- 調べ学習
- 思考を深める学習
- 学習の振り返り など



協働学習

- 意見交流・整理
- 話し合い・発表
- 異学年・校外との交流
- 協働での制作 など

「教えないスキル」に基づいた授業の中で、個別最適な学びと協働的な学びを往還させることで、主体的・対話的で深い学びを実現させることを目指します。

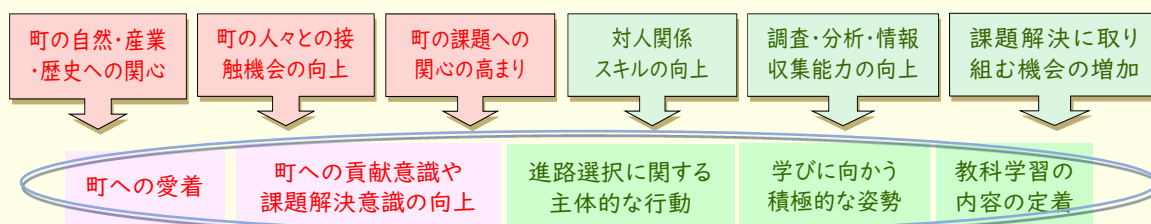
主体的・対話的で深い学び

<独自の教科（教育課程の特例）>

◆郷土学習「下市学」

バクトルは地域×SDGs。「下市学」を実施します。

- 「吉野郡・下市町」に関わるテーマを、意外な角度や、グローバルな視点から SDGs の理念へアプローチする課題解決型・探求型の学習です。
- 子どもが自分で課題を見つけ解決し、未来を生き抜いていくための「生きる力」を身に付けることをめざします。



- (1) 「総合的な学習の時間」を中心とした問題解決型学習は、答えのない仮説や例題を設定し、全教科の知識を総動員して、その解決のために試行錯誤を行います。教員は答えを教える役割ではなく、学びの中心は対話であり、様々な情報収集、意見交流、体験活動、発表、報告などを通して、自分で考えて結論を見つけます。
- (2) そのため独自の教科「下市学」は、全ての教科の中軸に置きます。「社会に開かれた教育課程」を重視し、課題解決や価値創造を目標にして教科等横断的学習を展開し、バクトルを地域社会へ向けていきます。吉野郡や下市町が教室となり、そこからグローバルな視点へと広がっていきます。
- (3) 仮説や例題は吉野郡や下市町に関わるテーマを、意外な角度や、グローバルな視点から SDGs の理念へアプローチします。

テーマの一例	「材木はプラスチックの代わりになれるか」	SDGs 14：「海の豊かさを守ろう」
	「下市の人口増計画」	SDGs 11：「住み続けられるまちづくり」
	「割り箸を世界に広めるとしたら」	SDGs 15：「陸の豊かさを守ろう」
	「吉野川の水、世界の水」	SDGs 6：「安全な水とトイレを世界中に」

- (4) 各教科等においても、その学習内容の目標が「下市学カリキュラム」によって達成できるのであれば、置き換えて実施が可能になります。いつ、どんな内容を実施するのか全体でマネジメントし、1～9年生までの一貫した活動を構築します。
- (5) 全ての教科で、「対話的な活動」や「表現・言語活動」「SDGs の理解」「読書活動」「プレゼンテーション」「ディベート」など、主体的で対話的な深い学びを ICT を活用して実現します。
- (6) 各学年、各教科に応じて内容を組み立て、9年生では「卒業発表」のようなまとめにつなげます。

教員のスローガンとして

- ① 下市のことを学ぶというより、下市のことをきっかけに広い視野で学ぶ。
- ② 教員が何も教えていない時間が、子どもが自分で（または協働で）考えている時間。漢字練習のように目には見えなくても、その時間こそが「学び」にとって大切。
- ③ 用意した内容を与え過ぎず、子どもが自ら課題を見つける。教員が教え過ぎるのは、教員自身が安心したいからであって、子どもの深い学びとは直接関係がない。

6 学習の手引き

前期課程 「9年間をつなぐ学習の基本的行動表」

活動項目	1～2年生	3～4年生	5～6年生	
朝の活動	全校集会(月1回)			
	朝活動(読書、縦割り遊び、体力向上など)			
業間タイム	体力向上(月1回)			
授業準備	校時表に基づき、チャイムは基本前期課程に合わせて鳴り、後期課程は限定された教室で鳴ります。			
	授業開始時刻までに教室に戻り、授業開始時刻になれば、すぐに号令をかけて授業を始めます。授業が終わったら、次の学習の準備をします。			
基本の準備物	教科書・ノート・下敷き・筆箱に鉛筆数本(Bまたは2B、シャープペンシル不可)・消しゴム・赤鉛筆・定規・ネームペン・Chromebook			
	お道具箱:のり・色鉛筆・はさみ・三角定規・コンパス等(学年に応じて必要なものを準備しましょう。)			
授業の挨拶	日直が号令をかけて 開始:「起立、(気をつけ)、これから〇時間目の授業を始めます、礼、着席。」 終了:「起立、(気をつけ)、これで〇時間目の授業を終わります、礼。」			
話す	内容	話す事柄の順序を考え、場や相手に応じた適切な声で最後まではっきりと話しましょう。	場や相手に応じて、聞き手に伝わるように、筋道を立てて話しましょう。	話の内容が明確になるように、事実と感想、意見とを区別するなど構成を考えて話しましょう。
	形式態度	基本、挙手をして指名されたら返事をし、起立して発言しましょう。 単語だけで発言せず、「です」、「ます」をつけて文の形で発言しましょう。		
聞く	内容	話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことを落とさないように集中して聞きましょう。	話し手が伝えたいことや自分が聞きたいことの中心をとらえて聞き、内容にあった意見や感想をもつようにしましょう。	話し手が伝えたい内容をしっかりとらえて聞き、話し手の考えと比較しながら、自分の考えをまとめましょう。
	形式態度	話す人を見ながら最後まで静かに聞きましょう。		
書く	内容	ホワイトボードに書かれたことを、丁寧な字で書き写しましょう。	ホワイトボードに書かれたことを、色分けしたり定規を使ったりして、わかりやすく書き写しましょう。	ホワイトボードに書かれたことをもとに、ポイントや教師の言葉、自分の考え等を加えながら、わかりやすくまとめましょう。
	形式態度	正しい姿勢で、鉛筆を正しく持ち、丁寧に書きましょう。 ノートには、基本、「日付」・「めあて」・「まとめ」・「ふりかえり」を書きましょう。		

後期課程 「9年間をつなぐ学習の基本的行動表」

活動項目	7～9年生	
朝の活動	全校集会(月1回)	
	朝活動	
業間タイム		
授業準備		校時表に基づき、チャイムは基本前期課程に合わせて鳴り、後期課程は限定された教室で鳴ります。
		授業開始時刻までに教室に戻り、授業開始時刻になれば、すぐに号令をかけて授業を始めます。授業が終わったら、次の学習の準備をします。
基本の準備物		教科書、筆記用具(シャープペンシル可)、Chromebookなど。(各教科担当から指示されたものを準備しましょう。)
授業の挨拶		開始／終了ともに学級委員が号令をかけます。
話す	内容	前期課程の内容に加えて TPOに合わせた話し方をしましょう。 自分で考えて、話(スピーチ)をしましょう。
	形式 態度	基本、挙手をして指名されたら返事をし、起立して発言しましょう。 単語だけで発言せず、「です」、「ます」をつけて文の形で発言しましょう。
聞く	内容	前期課程の内容に加えて 話し手の意図をしっかりと捉えて話を聞き、自分なりの感想や質問、考えなどをまとめましょう。
	形式 態度	前期課程の内容に加えて 必要に応じてメモを取りながら聞きましょう。
書く	内容	前期課程の内容に加えて 板書をもとに、自分の考えや学習のポイントを表や図を活用しながら、わかりやすくまとめましょう。
	形式 態度	前期課程の内容に加えて 板書はすばやく写しましょう。工夫したノートづくりをしましょう。

7 家庭学習の手引き

☆ 家庭学習が大切な理由

家庭学習はとても重要です。その理由は大きく2つあります。

1つめは学校の授業で学習したことを定着させるためです。授業で学習内容を「理解した」「わかった」としても、その学習を「できる」ようにするためには、問題を解いたり復習したりするなど、学校の授業を補うことが必要です。

2つめは学ぶ習慣を身に付けるためです。毎日、家庭学習を続けることにより、生活リズムが整い、自ら進んで学ぶ習慣が身に付きます。そのためには、計画を立てて学習することが大切です。

子どもたちの力を最大限伸ばすために、家庭学習の習慣化にご協力ください。

☆ 家庭学習のねらい

- ① 生活時間を有効的に使う。
- ② 学習内容を確実に習得する。
- ③ 「自ら考え学ぶ力」を育てる。

☆ 家庭学習のめやすとめあて ※奈良県教育委員会「家庭学習の手引き」参照

学年	時間	家庭学習の約束・内容例
1年生	20分以上	<u>基本的な家庭学習の習慣をつけよう</u> ○正しい姿勢と鉛筆の持ち方で取り組む。 ○丁寧に文字を書く。 ○机の上や周辺を片付ける。 ○テレビなどをつけない。(～ながら勉強は×) ・学校の宿題 ・計算練習 ・漢字、ひらがな、カタカナ練習 ・草花や虫のかんさつ ・図鑑を使って調べ学習 ・音読、読書 ・日記 ・言葉あつめ など
2年生		
3年生	40分以上	<u>基本的な学習習慣を確立し進んで学習しよう</u> ○集中できる場所で、時間を決める。 ・1、2年生で取り組んでいたもの ・授業の復習(国語・算数・理科・社会) ・授業の予習

4 年生		・ローマ字練習 ・言葉調べ、漢字の語源調べ、慣用句、ことわざ ・植物や動物等の観察の記録 ・都道府県、県庁所在地調べ など
5 年生	60 分以上	<u>計画的に学習しよう</u> ○学習状況に合わせて自主学習をする。 ○分からないことは、必ず先生や友人に聞く。 ・3、4年生で取り組んでいたもの ・詩や短歌、俳句の暗唱 ・地域の産業や環境調べ ・歴史人物調べ ・新聞記事を読む など
6 年生		
7 年生	90 分以上	<u>目標を持って学習しよう</u> ○計画的に、主体的に取り組む。 ○継続的に取り組む。 ・各教科の宿題 ・漢字、単語、計算などの反復練習 ・テストに対応した練習問題(ワーク) ・テストのやり直し など
8 年生		
9 年生	120 分以上	<u>進路実現に向けて学習しよう</u> ○目標達成のためにさらなる定着、向上をめざす。 ・7、8年生で取り組んでいたもの ・各教科の総復習 ・進路実現に向けた取組 など

保護者の皆様へ ご協力をお願い

【学習する場所や時間を決める】

- ・話し合って一緒に決め、守れるような約束を決めてください。
- ・テレビを観たり、ゲームをしたりする時間も話し合って決めてください。

【励ましの言葉をかける】

- ・子どもの頑張りを認め、できたところは小さなことでもほめてください。
- ・分からないところは、一緒に考えて自分で解決する手助けをしてください。

【宿題以外にも、さまざまな学習に取り組む】

- ・家族の一員として家庭での役割を決めて、取り組めるようにしてください。
- ・一緒に読書をしたり、新聞記事やニュースなどを積極的に話題にしたりしてください。

8 特別活動について

(1) クラブ活動（前期課程）

① 活動の目的

- 異なる学年の児童が協力しながら、望ましい人間関係を形成し個性の伸長を図る。
- より良いクラブ作りに参画しようとする自主的、実践的な態度を育てる。
- 自己の興味・関心を高め、自己を生かす能力を養う。

② 対 象

- ・ 前期課程（４年生～６年生）

③ 開設クラブ（令和４年度開設の小学校のクラブ）

スポーツクラブ	屋内外で様々なスポーツをプレーします。
手作りクラブ	手芸や調理など、自分たちで作りたいものを考え、制作します。
科学クラブ	科学的な実験を行ったり、その知識を生かして成果物を作成したりします。
メディアクラブ	パソコンを使って作品づくりやプログラミングを行います。
音楽クラブ	自分たちで課題曲を選曲し、合奏などをします。

(2) 児童生徒会活動

① 活動の目的

- 児童生徒会活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団や社会の一員としてより良い学校生活づくりに参画し、協力して諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てる。

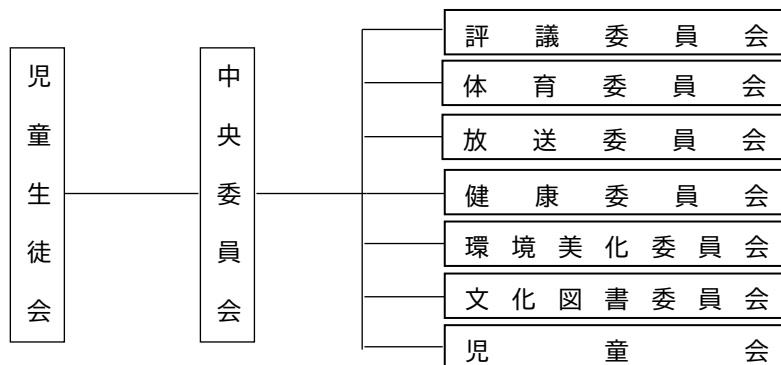
② 活動の対象学年

- ・ 前期課程 ５年生～６年生 後期課程 ７年生～９年生

③ 委員会活動

- ・ 前期課程・・・児童生徒会（５年生～６年生）
- ・ 後期課程・・・児童生徒会、評議委員会（７年生～９年生）
- ・ 前期・後期共通 放送委員会、健康委員会、体育委員会
文化図書委員会、環境美化委員会

・ 組織図



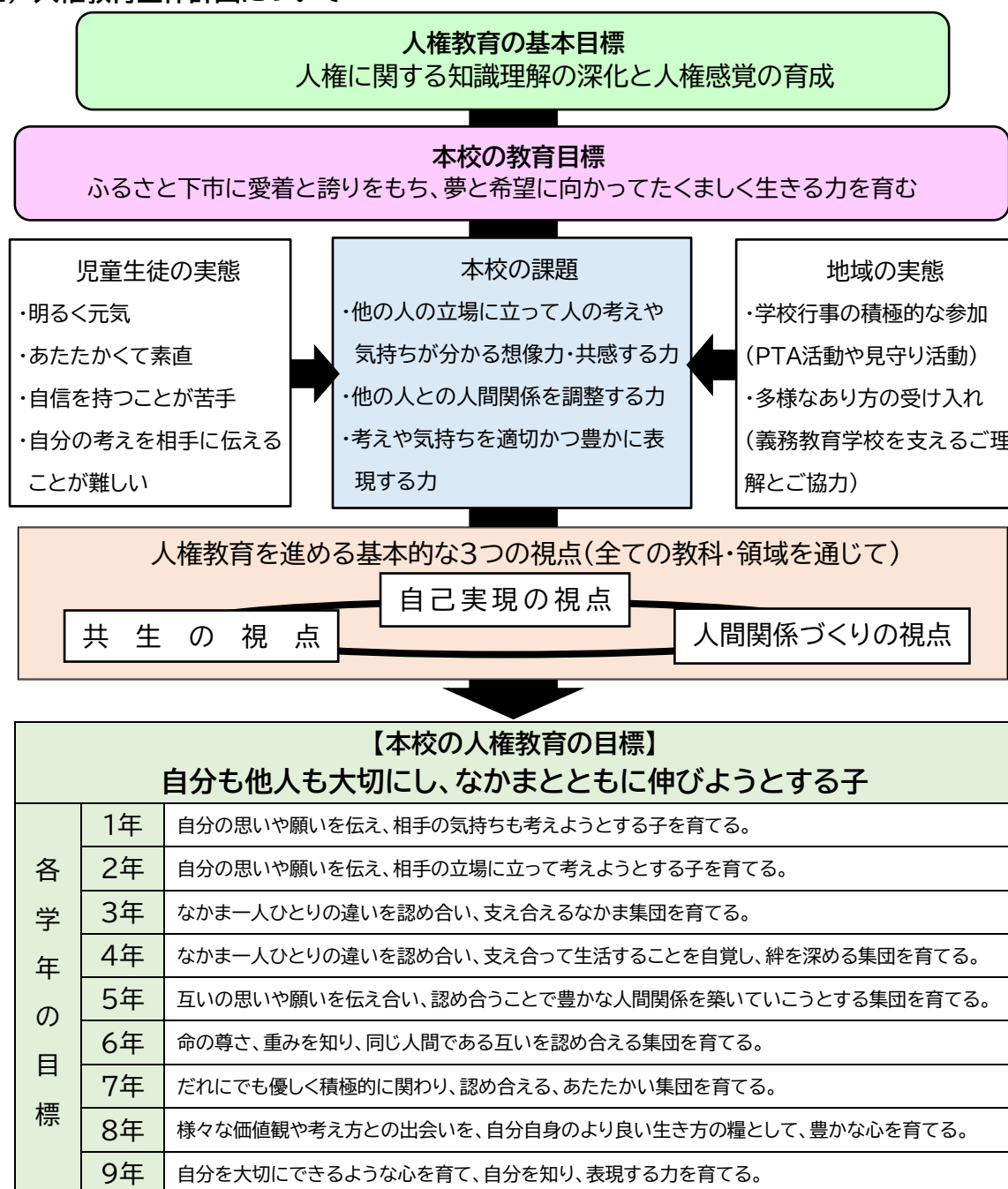
9 人権教育について

(1) 目標設定について

本校では、学校教育目標を「ふるさと下市に愛着と誇りをもち、夢と希望に向かってたくましく生きる力を育む」と掲げ、人間性豊かな子どもの育成を目指します。この教育目標を具現化するために、人権教育をすべての教育活動の基盤とし、人権尊重の視点に立った学校教育を進めます。

本校の人権教育目標は、「自分も他人も大切にし、なかまとともに伸びようとする子」と設定しました。互いに自他ともに大切にし、それぞれの個性や可能性を伸ばしながら自己実現を図り、学ぶ喜びや一人一人の多様性を実感できるようにします。また、他者と協働しながら課題解決を図ることを通して、児童生徒同士のつながりを深め、豊かな関係づくりを目指します。

(2) 人権教育全体計画について



10 特別支援教育について

特別支援教育とは、障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

さらに、特別支援教育は、障がいのある児童生徒への教育にとどまらず、多様な個人がその能力を発揮しつつ、自立して共に社会に参加し、支え合う「共生社会」の形成の基礎となるものです。

本校では、インクルーシブ教育(すべての子どもを包み込む教育)の視点を重視し、すべての子どもたちが不利なく学ぶために、合理的配慮を行います。障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を確保するために、状況に応じた適切な調整を行うことも合理的配慮です。単に同じ教室で学ぶことを意味するのではなく、次の点を重視して進めていきます。

- ・ 子どもをサポートする教員やスタッフの配置と、障がいに対する深い理解。
- ・ 適切な施設や設備の整備
- ・ 一人一人に応じた指導計画を立案し、それに基づいた授業の実施。
- ・ 子ども集団の中に、共生の意識を高める取組の実施。

◆ 特別支援学級

○ 特別支援学級での学習

特別な支援が必要とされる児童生徒の状況に応じ支援教室で、一人一人の障がいの状態や特性及び心身の発達の段階に応じた学習内容で学習を行います。原則として、週の授業時数の半分以上を目安として、特別支援学級において授業を行います。

○ 通常の学級での学習

障がいのある児童生徒の自立と社会参加を見据え、可能な限り、交流学級で他の児童生徒とともに学習を行います。

◆ 通級指導教室

○ 通級指導教室での学習

児童が通常の学級に在籍しつつ、一部特別な指導が必要とされる場合、週に何時間か別の教室で、一人一人の特性に応じて学習を行います。児童の特性や学習内容によって授業時間は調整されます。

現在は小学校だけで行われていますが、状況を見て後期課程へ広げることとも視野に入れています。

○ 通常の学級での学習

多くの時間は、通常の学級で学習活動を行います。

通級指導教室

学校は、すべての子どもたちが毎日楽しく安心して学習や活動をする場です。しかし、さまざまな原因によって本来の力を出し切れていなかったり、不安をかかえたりしながら学校生活を送っている子どもがいます。

「通級指導教室」はこのような子どもたちが自分らしく、本来持っている力を輝かせながら、生き生きとした学校生活が送れるようにすることを目的とした教室です。

通常の学級に在籍しつつ、個別の指導を必要としている子が、その子の特性に合った特別支援教育を受けることができます。

このような子どもたちのための教室です

他の科目と比べて特定の学習が難しい。

- ・特に読み書きが難しい。
- ・特に漢字が覚えられない。



ことばの発達で心配なことがある。

- ・コミュニケーションがとりにくい。
(一方的に話す、やりとりが少ない)
- ・人の話を聞き、理解しにくい。
- ・自分の気持ちを表現しにくい。

まちがって発音することばがある。

- ・「きのう」を「ちのう」、「さかな」を「たかな」「ちゃかな」、「らくだ」を「たくだ」などと発音してしまう。
- ・発音がはっきりしない。



行動面が気になる。

- ・落ち着きがない。

通級での指導内容は？

子どもたちの状態やニーズは一人一人ちがいます。通級指導教室では担任や保護者の方々の意見も聞きながら、子どものつまずきの様子に応じて指導計画を立てます。また必要に応じて関係諸機関との連携を図り、適切な助言を受けながらすすめていきます。

指導時間や回数は？

指導時間や指導回数は、それぞれの子どもの実態に応じて異なります(週1回から週5回など)。通常学級の授業を抜けたところは担任が補修を行います。

通級による指導とは？

「通級による指導」とは、各教科の学習は通常学級で行いつつ、必要な時間だけ通級指導教室に通って指導を受けることをいいます。

通級までの手順

担任の先生へ相談



通級担当と面談、申し込み



学校と教育委員会で検討



学校・保護者への入級決定通知



通級開始

11 年間行事予定

令和5年度年間行事計画(予定)

日	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
1	土	月	木	土	火	金
2	日	火	金	日	水	土
3	月	水	土	月	木	日
4	火	木	日	火	金	月
5	水	金	月	水	土	火
6	木	土	火	木	日	水
7	金	日	水	金	月	木
8	土	月	木	土	火	金
9	日	火	金	日	水	土
10	月	水	土	月	木	日
11	火	木	日	火	金	月
12	水	金	月	水	土	火
13	木	土	火	木	日	水
14	金	日	水	金	月	木
15	土	月	木	土	火	金
16	日	火	金	日	水	土
17	月	水	土	月	木	日
18	火	木	日	火	金	月
19	水	金	月	水	土	火
20	木	土	火	木	日	水
21	金	日	水	金	月	木
22	土	月	木	土	火	金
23	日	火	金	日	水	土
24	月	水	土	月	木	日
25	火	木	日	火	金	月
26	水	金	月	水	土	火
27	木	土	火	木	日	水
28	金	日	水	金	月	木
29	土	月	木	土	火	金
30	日	火	金	日	水	土
31		水		月	木	

日	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
1	日	水	金	月	木	金
		学力診断テスト④ 委員会 諸費引落	諸費引落 学習発表会前期	元旦	諸費引落	諸費引落
2	月	木	土	火	金	土
	諸費引落			諸費引落		
3	火	金	日	水	土	日
		文化の日				
4	水	土	月	木	日	月
	委員会					
5	木	日	火	金	月	火
					入学説明会	
6	金	月	水	土	火	水
			委員会			委員会
7	土	火	木	日	水	木
					委員会	
8	日	水	金	月	木	金
		職場体験 進路相談	学習発表会後期	成人の日		
9	月	木	土	火	金	土
	スポーツの日	職場体験 進路相談		始業式		
10	火	金	日	水	土	日
	学力診断テスト③	職場体験 進路相談				
11	水	土	月	木	日	月
	6年修学旅行	授業参観・懇談会	1～6年個人懇談	学力診断テスト⑤	建国記念の日	
12	木	日	火	金	月	火
	6年修学旅行				振替休日 初市	
13	金	月	水	土	火	水
		振替休日				
14	土	火	木	日	水	木
					クラブ	
15	日	水	金	月	木	金
		クラブ	▽			卒業式
16	月	木	土	火	金	土
	中間テスト①				進級説明会	
17	火	金	日	水	土	日
	中間テスト②			委員会		
18	水	土	月	木	日	月
19	木	日	火	金	月	火
			大掃除 午後7～9年三者懇談		期末テスト①	
20	金	月	水	土	火	水
	遠足1～5年		1～6年分団会 7～9年三者懇談		期末テスト②	春分の日
21	土	火	木	日	水	木
			7～9年三者懇談			
22	日	水	金	月	木	金
			終業式		授業参観・懇談会	前期課程修了式 修了式
23	月	木	土	火	金	土
		勤労感謝の日			天皇誕生日	
24	火	金	日	水	土	日
				クラブ		
25	水	土	月	木	日	月
			冬期休業開始	マラソン大会		春期休業開始
26	木	日	火	金	月	火
27	金	月	水	土	火	水
		期末テスト①				
28	土	火	木	日	水	木
		期末テスト②				
29	日	水	金	月	木	金
30	月	木	土	火		土
31	火		日	水		日

Ⅲ 学校生活について

1 私たちのきまり

(1) 登下校時や学校生活での服装について

①「自由服」とします。

- ・ 各ご家庭の判断で、清潔で動きやすく学校生活に適した服装を選びます。

②「標準服」を次のように定めますが、必ずしも購入・着用する必要はありません。

○ 前期課程（１年生～６年生）の標準服は、男女共通で次の通りとします。

- ・ 一般的な小学生制服（濃紺色）イートン型。
- ・ 上着のシングル・ダブルは問わない。
- ・ 男女共通で、パンツ・スカートは自由選択。



○ 後期課程（７年生～９年生）の標準服は、男女共通で次の通りとします。

紺の
ブレザー

グレンチェック
のパンツ

白のシャツ又は
ポロシャツ

<スカートを選択する場合>

・ プリーツの入ったグレーか紺系のチェ
ック又は単色で、膝丈程度のスカート。

(自由服として、別の形・色柄も選択可)

○ 標準服の販売店は特に指定しません。

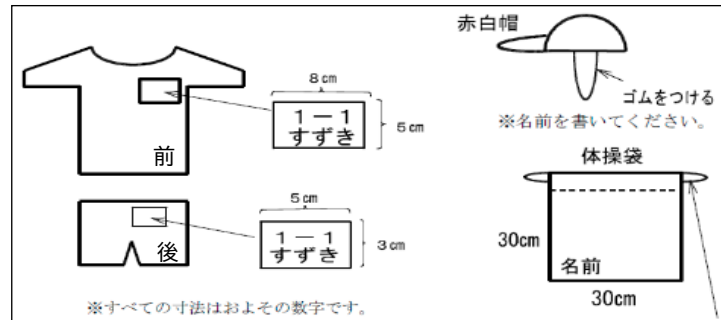
販 売 店 の 一 例	ユニクロ（イオンモール檀原店） または、オンラインストア https://www.uniqlo.com/jp/ja/	ユニクロで販売している標準服の基準を満たす商品 （上記写真：ブレザー・パンツ・シャツ） ※標準服に指定される商品については、今後実際に購入 いただける時期が近づいた際に詳細にお伝えします ので、ユニクロへのお問い合わせはご遠慮ください。
	セシール（カタログ通販） https://www.cecile.co.jp/s/kids/	上記後期課程用スカートの写真は「セシー ル」の商品
	一般の洋品店（自由選択）	一般的な紺やチェックなどの色柄を選んで購入

③ 校章バッジ・帽子など

- ・ 校外へ出るときなど、学校から指示があったときには、自由服・標準服に関
わらず、校章バッジを服装につけます。（普段は通学カバン等に装着。）
- ・ 通学時の「帽子」の着用については各ご家庭の判断にお任せします。標準
帽は定めません。

(2) 体操服と上靴について(旧小学校・中学校の規定を継続)

- 前期課程 体操服 紺色ショートパンツまたはクォーターパンツ
トレシャツ(白色)、赤白帽(ゴムをつける)



上靴 白のVシューズ、又は白のバレエシューズ

- 後期課程 体操服 学校指定の体操服。

上靴 月星化成(株)の「ジムスターS01」の青ライン入り。

※ 前期課程用を後期課程で使用しても(またはその逆でも)かまわない。

(3) 下靴について

- ・ 通学用、屋外用の体育用として使用できる運動靴、もしくは各部活動で認められている屋外用運動靴で、高価な物は避けてください。
- ・ ハイカットシューズ、ミドルカットシューズ、ブーツ、装飾品が付いている靴等は、運動に適さず体育の授業で使用できないので禁止です。以下は例。



ハイカット



ミドルカット



ブーツ



装飾品付

(4) 通学用カバンについて

通学用カバンについては、ランドセルなど教科書等を入れるのに適切なものを、各ご家庭の判断で用意してください。標準カバンは定めません。

(5) 成長期の体や安全にとって害になる可能性があることの禁止について

- ・ パーマや脱色、化粧、化粧品の使用、ピアスの使用など
- ・ ドラッグ類、食品やお菓子類(給食外の過剰な摂取)の摂取や持込など
- ・ 自転車通学生の自転車乗車時におけるマフラーの着用(事故防止)など

(6) 授業や学習活動の妨げや他人の迷惑になることの禁止について

- ・ 髪が目にかかっている状態や、肩より長い髪を束ねていない状態など
- ・ 強い匂いや、触れると油分などが残る整髪料やスプレーの使用など
- ・ 防寒着・防寒具等を教室内で着用することなど、マナーに反すること

(7) 授業や学習活動に必要なものの持込の禁止について

- ・ 携帯(スマホ)、時計、指輪、ネックレス、エクステ、ピアス等の装飾品など

2 校時表

令和5年度 下市あきつ学園 校時表				
STAGE	(45分授業) 絆・夢 (1年生～4年生)(5年生、6年生)		(50分授業) 未 来 (7年生～9年生)	
日程	月・火・木・金	水	月・火・木・金	水
朝活動	8:20～ 8:40	8:20～ 9:30	8:20～ 8:30	8:20～ 9:25
1限	8:45～ 9:30		8:35～ 9:25	
2限	9:40～10:25	9:40～10:25	9:35～10:25	9:35～10:25
3限	10:40～11:25	10:40～11:25	10:35～11:25	10:35～11:25
4限	11:35～12:20	11:35～12:20	11:35～12:25	11:35～12:25
給食	12:20～13:00	12:20～13:00	12:25～13:00	12:25～13:00
昼休み	13:00～13:20	13:00～13:20	13:00～13:20	13:00～13:15
清掃	13:20～13:35		13:20～13:35	
5限	13:40～14:25	13:25～14:10	13:40～14:30	13:20～14:10
終会 (前期課程)	14:30～14:40	14:15～		
終会 (後期課程)				14:15～14:25
下校 (前期課程)	14:50			
下校会 (前期課程)		14:25		
下校 (1～3年・委4年)		14:30		
クラブ・委員会 (4～6年・5～9年)		14:30～15:15		14:30～15:15
下校 (5～6年・ク4年)		15:25		
6限	14:35～15:20		14:40～15:30	
終会	15:25～15:35		15:35～15:45	
下校 (前期課程)	15:45			
最終下校 (後期課程)			～16:40(*)	～16:40(*)

(*) 教職員の勤務終了は16:40ですが、
当面、状況によって30分の延長が可能。

3 通学方法のきまりについて

(1) 前期課程児童の通学について

前期課程児童の通学は原則徒歩とします。ただし、下市区(山崎を除く)以外の児童はスクールバスでの通学ができます。保護者の判断で徒歩通学も可能ですので事前に申し出てください。

(2) 後期課程生徒の通学について

- ① 後期課程生徒の通学は原則徒歩とします。
- ② ①の原則に関わらず、次の地域から通学する者は一定の手続きの上で、ルールを守ingことを条件に、希望により学校長が自転車通学を許可します。

・ 旧阿知賀小学校区、新住(都町を除く)、栃原、平原、旧下市南小学校以南

- ③ ①の原則に関わらず、次のいずれかの項目にあてはまる地域から通学する者は、一定の手続きの上で、希望により前期課程のスクールバスへの同乗を教育委員会が許可します。

- ・ 通学距離が4km以上の地域から通学する者。
- ・ 4km未満であっても、高低差が激しい地域(栃原、平原、新住丸尾地区、広橋の一部)から通学する者。

- ④ ③の条件にあてはまる地域においては、自転車通学かスクールバスへの同乗かを事前に選択して手続きしてください。自転車補助金支給の関係及びバスの運行に影響するので、両方を同時に選択することはできません。

- ⑤ 広橋、丹生、栃原、平原の4地域においては、公共交通機関(奈良交通バス)を利用した通学も許可しますので事前に申し出てください。その場合、通学定期を補助する関係から、自転車通学やスクールバスによる通学はできません。ただし、校時の変更など路線バスまで1時間以上待つ場合は、事前に乗車希望を伝えることでスクールバスを利用することも認めます。

- (3) この基準は、令和5年4月1日より実施します。



○ スクールバス通学の児童生徒が、その日乗車しない場合

登校時は、必ずご家庭から各コースの乗務員へ直接連絡してください。連絡先は年度当初にお伝えします。急遽、下校時に乗車しない場合についても、必ず学校へ連絡をください。

○ 最終下校時のスクールバスについて

後期課程の生徒は、前期課程の児童が乗車する下校時のスクールバス便に乗車することができます(従前どおり)。また、令和5年度からは、後期課程の部活動終了時等の最終下校時に増便することを現在検討しています。

4 部活動について(令和5年度の詳細は未定で、次ページの方向を検討中)

(1) 活動の目的

学年を越えて正課の学習活動では習得できない体育的、文化的技能を身に付け、生徒の自主性を重んじ相互の連帯感や不屈の精神を育成するなど、人間形成の機会とします。令和4年度は、卓球部、水泳部、陸上競技部、野球部、音楽部、英語＆美術部の6つの部が活動しています。

(2) 対 象

- ・ 後期課程(7年生～9年生)が対象ですが、状況を見て前期課程児童の体験的な入部も認めていく予定です。
- ・ 後期課程の生徒でも、入部するかしないかは個人の自由です。部活動に入部しないで校外での様々な活動に参加することもできます。

(3) 活動について

- ・ 平日の活動は2時間程度まで、または最終下校時間以内(全日授業の平日は実質1時間程度)で活動できます。
- ・ 休日に活動する場合については3時間程度が活動時間です。ただし、練習試合・公式戦・コンクール等への参加は活動を延長する場合があります。
- ・ 週末に練習をする場合は、基本的には土曜日、日曜日のどちらか1日になりますが、合同チームなど例外的な場合は協議して校長が判断します。
- ・ 休日には練習しないこともあります。活動は平日だけの部活動もあります。
- ・ 原則週2日以上上の休養日を設けます。すべての部活動の活動は週5日以内になります。ただし、各部活動によって活動内容が違うため休養日は異なります。
- ・ 職員会議、職員研修時は活動を停止し、その場合は休養日に含みます。
- ・ 定期テスト(中間、期末)の1週間前から部活動を停止します。ただし、公式戦・コンクール等が活動停止期間中及びテスト最終日以後1週間以内にある場合は協議し、校長が例外的な判断をすることもあります。

(4) 服装について

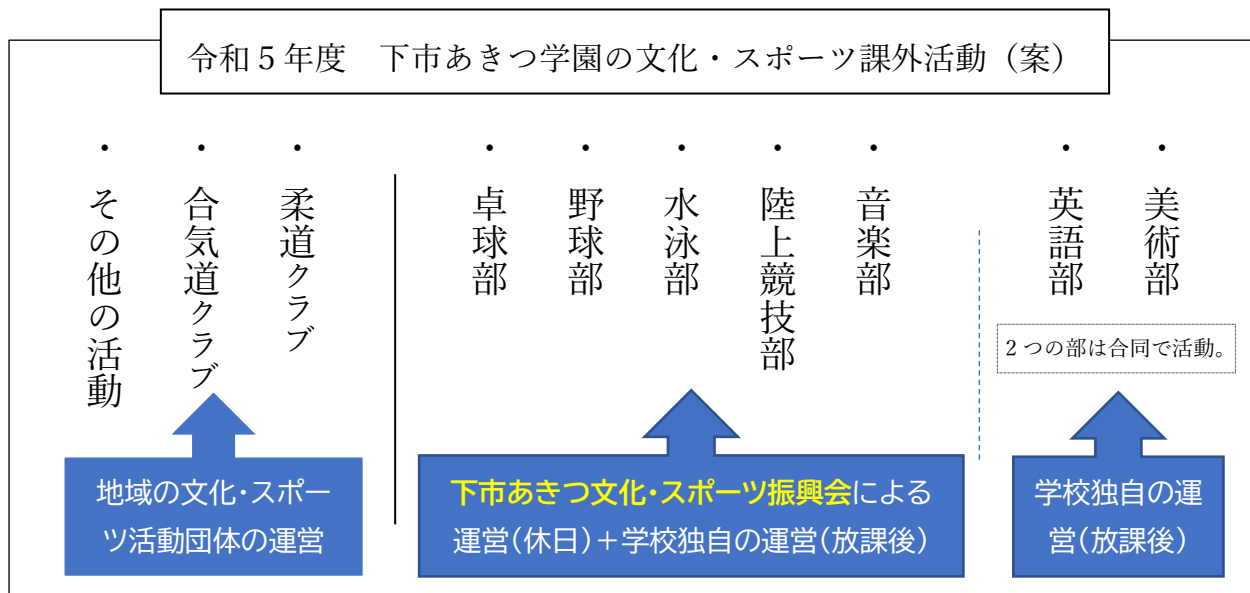
- ・ 体操服、または各部で定めたものとします。

○ 全国的な中学校部活動の見直しについて

- ・ 現在、文部科学省は、令和7年度までに中学校の部活動を地域活動へ移行させる方針を打ち出しました。これまで教員が担ってきた部活動を、地域が中心となる活動に変えるものです。公式戦等は学校単位以外の参加も認められます。
- ・ これを受け、下市町でも「下市あきつ文化・スポーツ振興会」(仮称)を立ち上げ、教員の有志でなく、専任指導者による地域活動としての運営を検討中です。
- ・ この「振興会」に登録いただいた指導者と、地域にある「文化・スポーツ団体」の力をお借りして、生徒に豊かな文化・スポーツ活動を進めたいと考えます。
- ・ 令和5年度の部活動について、本ガイドブックで説明していますが、過渡期であり、今後、形を変えることも考えられます。ご理解いただきますようお願いしま

本校における文化・スポーツ課外活動（案）

① 令和5年度の文化・スポーツ課外活動は、次のような構成を考えています。



② 「下市あきつ文化・スポーツ振興会」は、次のような組織を想定しています。

目的	下市あきつ学園生徒の豊かな文化・スポーツ活動の振興のため、休日に各競技・各分野の指導員を派遣することを主な目的とします。各指導員には公式戦の監督等としてもご活躍いただきます。
地域の組織	振興会は学校の活動とは切り離れた地域主体の組織です。会長は地域の人材で、事務局は町教委に置きます。 下市町の生徒が優先の活動ですが、希望によって他の市町村の生徒を受け入れることもあります。
指導員への報酬	振興会に登録していただく指導員の報酬は、部費及び町負担（国の事業である補助金制度の活用）の方向を検討します。（休日のみ。時給 1,600円程度になる見込み。）
運営費の徴収	活動に生徒が参加する場合は、傷害保険費、事務費、大会参加登録費、指導員報酬の一部などの費用として、月500円程度の部費を徴収します。

③ 各部の運営について、次のような案を考えています。

地域の文化・スポーツ活動	振興会による運営+学校独自の運営の活動	学校独自の運営での活動						
各団体が決めた方針を、各自がよく理解した上で参加します。	県教委の部活動方針の枠内で活動。土日を含む週2日の休養日。平日のみの入部も可。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="background-color: #d9ead3;">平日</td><td>2時間・下校時刻まで</td><td>学校の活動</td></tr> <tr> <td style="background-color: #f2f2f2;">休日</td><td>3時間・試合等は6時間</td><td>振興会の活動</td></tr> </table>	平日	2時間・下校時刻まで	学校の活動	休日	3時間・試合等は6時間	振興会の活動	基本的には、平日の最終下校時刻までの時間を利用して活動します。2時間程度まで。
平日	2時間・下校時刻まで	学校の活動						
休日	3時間・試合等は6時間	振興会の活動						

※ 平日の夜（例えば17:30～など）の活動は、振興会としては想定していません。都合により、各指導員が活動させる場合、傷害保険等は適応されますが報酬は出せません。学校の活動と合計2時間程度まで。

※ 詳細については、開校後の4月に学校で保護者会を開催してご説明する予定です。

5 連携システム「すぐーる」について

(1) 配信情報

非常災害や犯罪被害の発生通知等及び学校長又は教育委員会が必要と判断する連絡事項を配信します。



(2) 料金

当該アプリは無償ですが、アプリのダウンロードやメッセージの受信に係る通信料は保護者負担となります。

(3) 登録について

- ① 学校や教育委員会からの重要な連絡もありますので、必ず登録していただきますようお願いします。
- ② 新入生の保護者の皆様には、入学保護者説明会時に登録手続き等のご案内をさせていただきます。在校生の保護者の皆様には、お手数をおかけしますが、4月より義務教育学校になりますので、再度登録をお願いすることになります。

なお、3学期中を目途に登録のための手順書等をお渡しします。

(4) 登録期間等

登録の有効期間は、お子様の本校在籍期間中とします。本サービスは、新規に登録していただきますと、令和5年度以降は、自動的に新年度の学年に変更されますので、登録の手続きは不要となります。なお、お子様の卒業時には、学校で登録の解除をさせていただきますので、新年度以降の配信は停止となります。アプリが不要となった方は、それぞれ削除していただきますようお願いいたします。

また、お子様一人に対して、4台まで登録可能です。必要に応じて、ご家庭で登録する保護者を決めてください。

(5) 利用上の諸注意

- ① 本サービスは、原則学校又は教育委員会からの情報発信のみで、メールの返信及び発信はできません（一部アンケート機能等を除く）。
- ② 本サービスには、保護者の皆様がメールの内容を確認されたかどうかの確認機能があります。配信された内容に確認ボタンが表示されている場合は、内容の確認後、当該確認ボタンを必ずクリックしてください。
- ③ 個人情報については、文部科学省「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」に準拠しており、I S M S クラウドセキュリティ認証を取得したシステムであり、プライバシーポリシーに基づき、システム内で取扱われる個人情報は適切に管理されています。

6 個人情報の取扱いについて

個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」や文部科学省の指針、及び下市町の「個人情報保護条例」に従い、次のように取り扱います。

(1) 個人情報とは

「個人情報」とは、以下のような特定の個人を識別できるものをいいます。

- ・ 氏名、住所、生年月日、性別、電話番号等。
- ・ 他の情報と容易に照合することができ、この照合により個人を識別できることとなる情報。

(2) 個人情報の利用目的

- ① 入学や転学、進学手続きのため
- ② 教育活動や学校生活全般に係わる管理や連絡のため
- ③ お子様や保護者への連絡や、書類発送のため
- ④ 身体・生命を保護するため
- ⑤ 各種協議会、展覧会等の名簿提出に係わる連絡・報告のため

(3) 個人情報の管理

学校が作成・保有する個人情報は、学籍関係・学習評価・名簿・健康状態・家庭環境等があり、個人情報への不正な接触並びに漏えい、流出などの事故がないよう、厳正に管理しています。校内では情報管理責任者を置き、個人情報の安全性が確保されるよう、必要かつ適切な監督を行います。

(4) その他

- ① 学校は、本人・保護者の同意がある場合、教育活動の成果等を発信することを目的として、次のように子ども達の名前や写真、映像等を使用させていただく場合があります。使用させていただくものは必要最小限にとどめるなど、プライバシー面で配慮しますが、不都合な方はあらかじめ学校にお知らせください。

ア. 学校だよりや学級通信・PTA通信・ホームページ等

イ. 学校や各種研究発表会や研修会等に使用する資料等

- ② 学校が保有する個人情報については、本人および保護者に限り、開示や訂正をもとめることができます。

* 個人情報の取扱いに関して不明な点がありましたら、学校までお問い合わせください。



IV 健康・安全管理について

1 健康管理

子どもたちの学校生活や学びが充実していくためには、子どもたちが健康であることが重要です。そのためには、自分自身の身体状況を把握し、体調を管理していく力をはじめとし、心身の健康の保持増進を図っていく資質や能力を身につけていくことが大切だと考えます。日常生活において、望ましい生活習慣で過ごせるようご家庭でもご協力をお願いします。

(1) 登下校前の健康観察について

- ① 登校前のお子さんの心と身体の様子をご確認ください。
(目覚めの様子 顔色 身体の様子 朝食の摂取状況 体温 排便など)
- ② 心や身体で状況で不安がある場合は病院受診をお願いします。状態によっては、学校へもお知らせください。
- ③ 欠席や遅刻の場合は、始業時までに学校へ連絡をお願いします。
(スクールバス通学生は、乗車時まで運行会社各コース乗務員への連絡もお願いします。)

(2) 保健室について

保健室は、子どもたちが元気で楽しく学校生活を送ることができるよう支援する場所です。

- ① 健康診断や身体測定を実施し、健康管理を行います。
- ② 軽微なけがや体調がすぐれないときに応急処置を行います。状況に応じて病院搬送を行います。(下記*参照)
- ③ 集団や個別で、心や体の健康についての保健指導を行います。
- ④ 感染症予防の対応等、衛生管理を行います。
- ⑤ 困りごとや心配ごとがあるときに相談できる場所でもあります。

*原則として、継続した手当ては行いません。

*様子を観察し、休養しても回復しない場合は家庭連絡をします。

*学校から緊急で病院受診する場合は、原則保護者の方にも病院へ来ていただきます。

(3) 学校感染症について

学校感染症とは、学校において予防すべき感染症として学校保健安全法に定められた感染症のことをいいます。感染した場合は、「出席停止」となります。医師の指示に従って治療と休養を行ってください。

出席停止にあたっては、学校からお渡しする書類を登校時に提出していた

できます。（医療機関での証明は必要なく保護者の方でご記入ください。）

学校感染症の例

＊インフルエンザ＊百日咳＊麻疹（はしか）＊流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）＊風疹（三日ばしか）＊水痘（水ぼうそう）＊咽頭結膜熱（プール熱）＊結核＊髄膜炎菌性髄膜炎＊流行性角結膜炎等

（４）アレルギー対応について

アレルギー疾患のあるお子さんが、健康で安全に学校生活を過ごすことができるよう個々の状況を正確に把握し、学校生活において適切に対応できるようにご家庭と連携します。

<対応の流れ>

- ① 就学時健康診断や入学説明会でお子さんのアレルギー疾患についてお伝えください。（アレルギー調査票あり）
- ② 保健調査票にアレルギー疾患についてご記入ください。
- ③ 学校でアレルギー疾患に対する配慮や管理が必要な場合は、医師に記入してもらった「学校生活管理指導表」を提出していただくことになります。継続の場合も、毎年医療機関を受診し提出していただきます。（医療機関での記入に際しては、料金が発生する場合があります。）

アレルギー疾患：気管支喘息、アトピー性皮膚炎、アレルギー性結膜炎
アレルギー性鼻炎、食物アレルギー（下記参照）

◆食物アレルギーについて

個別の対応については、「学校生活管理指導表」をもとに保護者と相談の上、可能な範囲で行います。

＊校内で「アレルギー対応委員会」を組織し、対応の検討や個別支援プランを作成します。

＊全教職員で情報共有し、個別支援プランに基づいた対応を行います。



2 教育相談について

現在社会の多様化の中で、児童生徒が抱える課題も多様化し、深刻化する傾向が見られます。心身の成長過程における身体的特徴や性格、友人関係、学業の成績や部活動、将来の進路に関すること、家庭生活や健康面に関することなど多種多様です。様々な悩みを抱える児童生徒一人一人に対して、学級担任や教育相談コーディネーターを中心として、学校一体となってきめ細かく対応します。

また、医療機関や地域の福祉機関等とも日頃から連携を図っています。

○ 学校では、スクールカウンセラー（臨床心理士）による「教育相談」を行っています。

- (1) 対 象・・・児童生徒・保護者(両方でも、どちらかでも可能)
- (2) 相談回数・・・前期・後期課程とも基本月1～2回まで
- (3) そ の 他・・・面談内容については秘密を厳守します。

※ スクールカウンセラーの来校日程等は、年度当初にお知らせします。

3 医療費について（日本スポーツ振興センターの災害給付）

学校の管理下で発生した災害について、日本スポーツ振興センターより医療費や見舞金が給付されます。掛金や加入の手続き等詳細については年度当初に用紙を配布し、ご案内します。

*「学校の管理下」とは、登下校中・授業中・休憩時間・学校行事・部活動（休日練習、対外試合含む）等のことをいいます。

（1）災害給付の対象について

医療機関にかかり、治療費の総額 5,000 円以上が対象です。窓口支払い額（3割負担）がおおむね 1,500 円以上です。ただし、状況によって対象とならない場合もあります。

（2）災害給付を受ける場合

給付金を請求する時は、学校に申し出てください。申請に必要な書類をお渡しします。医療機関で記入してもらい、学校へ提出ください。

「子ども医療助成制度」とは併用できません。ご不明な点は、学校へ遠慮なくお尋ねください。

4 給食について

学校の給食献立は、栄養教諭が栄養バランスや季節感等を考慮し作成します。食材については安全性を考え、添加物等の少ないもの、地域で生産されたものを選び地産地消にも取り組んでいます。

（地産地消・・・町内産、県内産の果物や野菜などを使用）

調理は、安全・衛生を保ち食べ頃の温かさとなるよう調理工程を計画して行っています。食物アレルギー等、健康課題を有する児童生徒についての工程は別に行っています。

また児童生徒が、食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養の摂取による健康の保持増進が図られるよう、給食を通して食文化の理解、食生活への関心を高め、自身の健康生活に生かすことを育てる「食育」に取り組んでいます。給食指導は栄養教諭が中心となり、他の教職員と連携し、学校全体で行います。

○ 給食時には、以下のものを用意してください。

エプロン、マスク、帽子または三角巾、ハンカチ

・ 前期課程・・・歯ブラシ、コップは必須

・ 後期課程・・・歯ブラシ、コップは任意



5 自然災害等に伴う非常時の対応について

台風などの非常変災、その他緊急事態発生または発生の恐れがあるときは、児童生徒の安全確保を図ることを最優先とし、広い校区とスクールバス・給食準備等の関係から、次のように対応しておりますので、家庭でのご対応をあらかじめ相談しておいていただきますようお願いします。

(1) 気象警報発令時の対応について

午前6時30分現在で、暴風・大雨・洪水等何らかの警報が「下市町」に発令中の時は、下市あきつ学園は臨時休業（休校）とします。

- ※ この場合は、原則として、学校は「臨時休校」となりますので児童生徒を登校させないで自宅待機させてください。学校から連絡がなくても、この場合は「臨時休校」になります。
- ※ 「臨時休校」の場合、警報発令中はもちろん、解除された後でも各ご家庭では外出させない等、子どもの安全確保に十分ご注意ください。
- ※ 在校時に警報が発令された場合は、状況により、学校で待機し、安全を確保することもあります。待機もしくは、下校の場合は、学校連絡アプリ「すぐーる」等で連絡をします。
- ※ 前期課程の児童を下校させる場合は、通学路等の安全確認やその他状況を判断した上で、原則として職員による引率指導のもとに分団下校とします。

(2) 地震発生時の対応について

【登校前】

- ◆ 震度5弱以上の大規模地震が発生した場合
自宅待機とします。臨時休業（休校）の指示は、状況を確認した上で学校から学校連絡アプリ「すぐーる」等で連絡します。
- ※ 震度5弱未満であっても通学路安全や被害の状況を把握した上で、自宅待機措置を取っていただく場合は、学校連絡アプリ「すぐーる」等で連絡します。

【登・下校中】

- ◆ 登下校中に大きな揺れを感じた場合
家庭または学校のどちらか近い方へ避難する、もしくは近くの家に助けを求めるようにご家庭で話し合っておいてください。なお、バス通学の児童生徒についても同じ対応が取れるよう、バス運行会社に伝えます。

【登校後】

◆ 震度5弱以上の大規模地震が発生した場合

そのまま学校で児童生徒を保護します。生徒を下校させる場合は、通学路等の安全確認やその他状況を判断した上で、随時下校とします。児童を下校させる場合は、原則として職員による引率指導のもとに分団下校とします。下校させる場合は、学校連絡アプリ「すぐる」等で連絡します。

※ 震度5弱未満の場合、十分に安全を確認した上で通常の学校生活を行います。

■ 「在校時に警報の発令もしくは、震度5弱以上の地震が発生した場合」

【前期課程（児童）について】

原則として職員引率のもとに分団下校としますが、前期課程の児童については、事前に対応方法をご家庭に確認しておき、状況を判断した上で適切な対応をとります。

前期課程（1～6年）児童の安全な帰宅（帰宅後一人になってしまう等）を考慮し、事前に下記のような確認をしますので、よろしくお願いいたします。

※下記については、年度の4月当初に、保護者の皆様にお知らせし、該当事項に○をつけて、期日までに学校へ提出していただくことになります。

記

在校時に警報の発令もしくは、震度5弱以上の地震が発生した場合の下校について

ア、分団で下校させてください

イ、学校で待機させてください

（できるだけ早く学校へ迎えに行く）

学年 児童名（ ）

保護者名

分 団 名

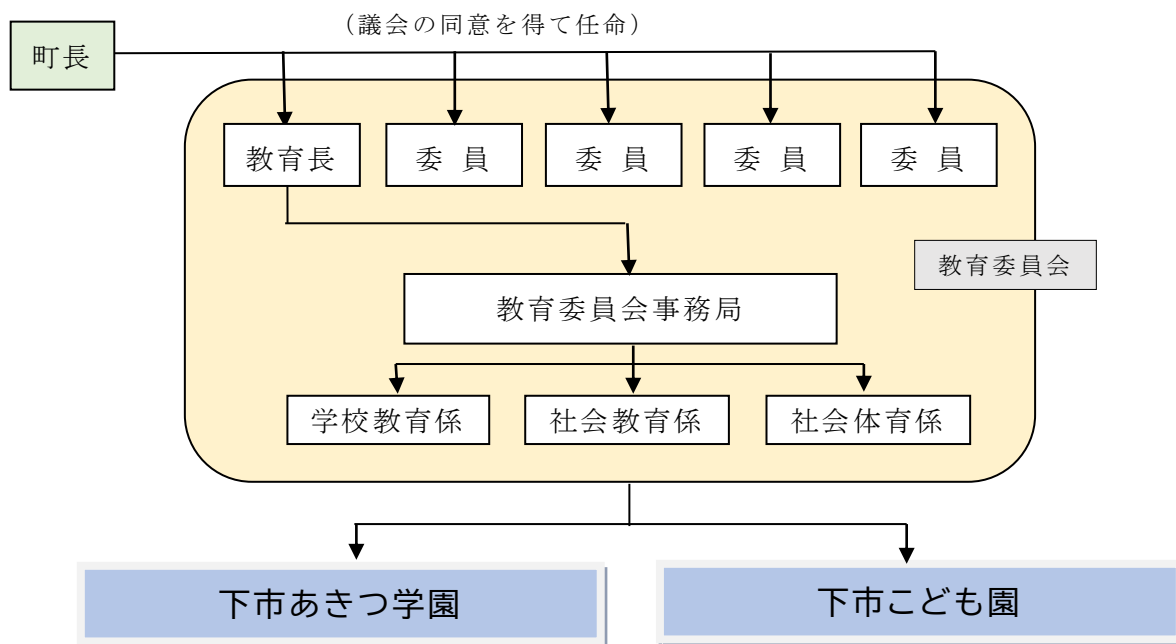
緊急連絡先（携帯等）

V その他

1 下市あきつ学園を支える組織について

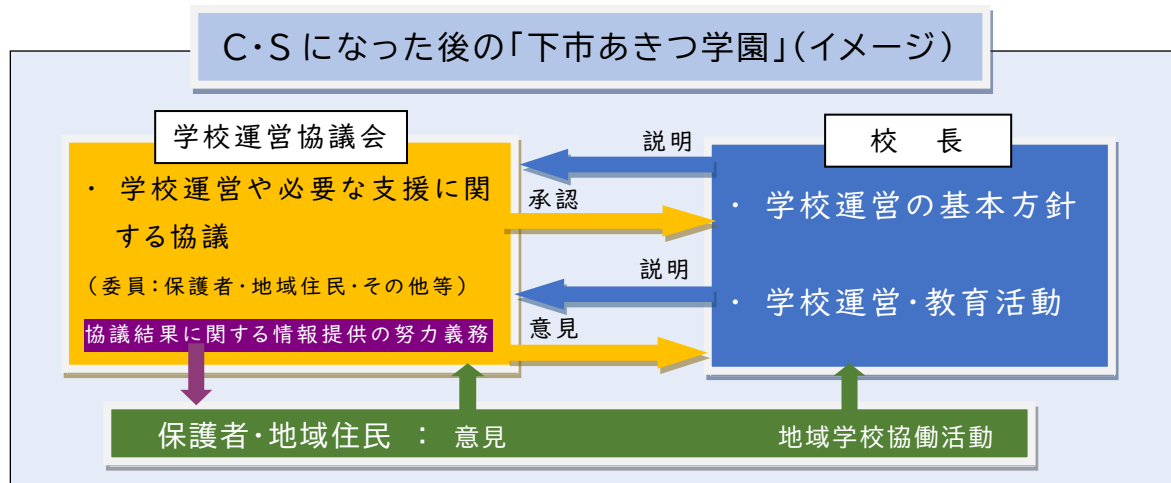
(1) 教育委員会とその組織

- ・ 自治体の教育長・教育委員は首長が議会の同意を得て任命します。
- ・ 教育に関する方針の決定、規則や重要な事項の決定、教育大綱策定についての協議などを行います。



(2) コミュニティ・スクール(C・S)と学校運営協議会

- ・ 学校運営協議会とは、学校の運営や必要な支援に関して協議する機関です。校長の基本方針を承認したり、運営や活動について意見を述べたりします。
- ・ 学校運営協議会を設置している学校のことをコミュニティ・スクール(C・S)と呼びます。現下市小はC・Sです。来年度、下市あきつ学園もC・Sになる予定です。
- ・ 学校運営協議会の委員は、毎年度当初に校長が推薦し、教育委員会が任命します。非常勤の公務員の守秘義務が生じます。15名以内で任期は1年間。再任されることもあります。



2 諸費集金

学校諸費集金の振替は、南都銀行の口座より実施しております。振替日の前日までに、ご指定通帳に入金を済ませていただきますようお願いいたします。

下の金額や予定は参考として掲載します。令和5年度につきましては、再度お知らせいたします。

(1) 口座振替により集金する内容と金額

項 目	前期課程(1年～6年)	後期課程(7年～9年)
給食費	月額 4,500円	月額 4,900円
PTA 会費	月額 400円 (※上のお子様から集金します。)	
文化体育活動費		月額 500円
学年費	月額 1,000円	月額 2,000円

※ 学年費は、教材費や学習に必要な用具等の購入などに充てます。

(2) 学年別月額振替予定

振替日は、原則毎月1日とし、週休日の場合は翌営業日になります。

3 関係機関連絡先一覧

名 称	住 所	電話番号	FAX 番号
下市あきつ学園	下市町下市 3060	52-3955 52-5431	52-3956 52-5630
下市町教育委員会学校教育係	下市町下市3071	52-1711	52-5159
下市町役場	下市町下市1960	52-0001	54-5055
下市町役場健康福祉課	下市町下市1960	52-0001(代表)	
下市町保健センター	下市町下市1962	52-0001(代表)	
下市学童クラブ	下市町下市3060	090-1151-4770 090-6327-8673	
下市こども園	下市町下市2450	52-2709	52-4622
奈良県吉野保健所	下市町新住15-3	52-0551	52-7259
南奈良総合医療センター	大淀町福神8-1	54-5000	
奈良県吉野警察署	大淀町下湊389-1	53-0110	
奈良県広域消防組合下市消防署	下市町善城152	52-2299	